

第1日目（6月6日）

○副議長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝から大変ご苦労さまでございます。大勢の方から来ていただきました。ありがとうございます。

それでは、山田議長より自己都合により会議の遅刻の届けが出ておりますので、ただいまから平成28年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。また、秘書広報課長から、また新潟日報社、それから朝日新聞社、毎日新聞社から写真撮影の許可願が出ておりますのでこれを許します。

[午前9時30分]

○副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号20番・腰越晃君及び議席番号21番・阿部俊夫君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○副議長 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る5月27日の議会運営委員会において協議をしていただきました結果、お手元に配付した会議日程表のとおりと決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日6月6日から6月17日までの12日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月6日から6月17日までの12日間と決定いたしました。

○副議長 表彰状伝達式のため、暫時休憩といたします。

[午前9時31分]

○副議長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

[午前9時31分]

○副議長 この表彰は全国市議会議長会表彰規定に基づきまして表彰を受けるものであります。なお、中沢一博議員も被表彰者であります。本人より辞退の申し出がありましたので報告をいたします。

被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けた者。市議会議員在職15年以上表彰、中沢俊一、市議会議員在職10年以上表彰、関常幸、同じく今井久美、同じく寺口友彦、同じく山田勝、同じく佐藤剛。まことにめでとございます。以上の6名の方が表彰を受けられました。

また、当市議会、関前議長及び山田議長におかれましては、全国市議会議長会地方財政委員として会務運営にご尽力いただいた功績により、全国市議会議長会から感謝状が贈呈されておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、副議長、お願いいたします。

○副議長 表彰状。南魚沼市、中沢俊一殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、この功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成28年5月31日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読。

〔拍手〕

表彰状。南魚沼市、関常幸殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成28年5月31日 全国市議会議長会会長 岡下勝彦、代読。

〔拍手〕

表彰状。南魚沼市、今井久美殿。

〔拍手〕

表彰状。南魚沼市、寺口友彦殿。

〔拍手〕

表彰状。南魚沼市、山田勝殿。

〔拍手〕

表彰状。南魚沼市、佐藤剛殿。

〔拍手〕

○議会事務局長 おめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

ありがとうございました。

○副議長 ここで、市長から祝辞をお願いいたします。

市長。

○市長 それでは、ただいま表彰をお受けになりました議員の皆様方に、祝辞を申し上げます。本日ここに全国市議会議長会表彰をお受けになりました中沢俊一議員、関常幸議員、今井久美議員、寺口友彦議員、山田勝議員、佐藤剛議員、それぞれの皆様に対しまして、市民を代表し、あるいは市民とともに心からお喜びを申し上げ、長年にわたり市の発展にご尽力いただきましたことに対しまして、深く感謝の意を表したいと思っております。大変ありがとうございます。

このたび表彰を受けられました皆様、その円満なる人格とそして市政に対する熱意によりまして、市民のあつい信頼を受けられ、長年にわたり議員としてご活躍いただいております。それぞれのご功績につきましては割愛をさせていただきますが、皆様方が豊かな識見と卓越した手腕をもって議会の円滑な運営に努められ、多大なご貢献をいただきました。そして、市政の健全なる発展にも終始一貫してご努力賜りましたことに心から深く敬意を表する次第でありま

す。

今日、地方自治体におきましては、人口減少、雇用対策、定住促進といった地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められている中、昨年、当市でも「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」これを策定したところであります。自治体独自の取り組みが重要になる時代になって、地方自治の健全なる発展のために地方議会が果たすべき役割は、ますます重要になってきております。「魚沼地域定住自立圏形成協定」これが締結され、今後当市は魚沼地域の中心市として重大な役割を担うことになり、議員の皆様方の使命もさらに大きなものがあるかと思っております。

表彰を受けられました皆様方にありましては、今後ともご自愛いただきまして、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、このたびの受賞を心からお祝い申し上げます、祝辞とさせていただきます。皆さん、本当におめでとうございました。

○副 議 長 表彰者の方、ご着席ください。

それでは、中沢俊一君より登壇願いまして、挨拶をお願いいたします。代表で申しわけございませんが、よろしくをお願いいたします。

○中沢俊一君 このたびは10年という議員活動を全国議長会のほうから表彰していただいた、ここにおられる5名の方、本当におめでとうございませう。議長経験者2名、副議長、あるいは議会運営委員会の委員長、そしてまた秋の市長選挙には出馬を表明された、あるいはまた今検討中であると、そういう議員も含まれているわけでありまして、まさにこの南魚沼市議会の屋台骨、地方自治の屋台骨を背負っておられる貴重な人材の方々だと思っております。

さて、そういう方々に混ざって、この15年表彰ということがあることは私もちょっとうっかり失念をしておりました、びっくりいたしました。ただいたずらに長くやっていたなという気だけはするわけではありますが、平成9年5月、ピリから2番目で当時の六日町議会に出していただきました。自来、この5月で20年目に入ったわけでもあります。心がけてきたことが2つありました。1つは自分の事業の失敗を含めて、行政の事業効率、これについてはかなり苦言を呈さなければならない、そういうふうに思っていました。ですから、幸い後援会も私はなかったものですから、ポストとかそういうことには全く無頓着で言いたい放題、やりたい放題をやらせていただきました。最近でこそあまりやらなくなりましたが、井口市長とはかなりこの議場でもやりあったなというふうに感じております。

もう1つは、議員歳費と言いますか議員報酬の使い道でありました。本当にこれほどの多額の報酬を自分の事業を含めて手にしたことがなかったものですから、こつこつと——例えばある意味現場主義だったものですから、体感してみなければわからないということで、海外にも7か国を訪問させていただきました。このあたりもどれだけ役に立ったかはまだわかりませんが、例えこれから議員という職を離れてもこれからまだまだ、まちのために任期が過ぎても何か奉仕できるための種ができたのではないかと、そんなふうに思っています。

もう1つは、自分の考えを自由に述べてきた議会だよりであります。回を重ねて74号になり

ましたけれども、年4回、プラスアルファ、こちらのほうにも1,000万円ほど、議員報酬を使わせてもらいました。これも何が役に立ったかわかりませんが、一応出せば市民の方から反応がある、そんなことも含めて自分の活動の支えになってまいりました。

あと500日の任期の中で、自分がここ4年半ほど少し研究してまいりましたプラチナタウン構想、少しの数ですが、力を貸してくださる方が出始めました。この500日の間にある程度基礎をつくって何年か後には世に問うてみたいと、こんなふうに思っております。

本当に執行部の方々をはじめ、大変多くの方々にお世話になりました。この受賞者を代表いたしまして一言謝辞を述べさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○副 議 長　　なお、ただいま表彰を受けられた方におかれましては、去る4月27日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りし、ご報告申し上げます。

以上で表彰伝達式を終わります。

○副 議 長　　片づけ、被表彰者の写真撮影のため休憩といたします。再開は10時ちょうどといたします。よろしく申し上げます。

〔午前9時45分〕

○副 議 長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前10時00分〕

○副 議 長　　なお、読売新聞社から写真撮影の許可願が出ておりますので、これを許します。

○副 議 長　　先ほど、山田勝議長より本日をもって議員を辞職したい旨、議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、山田議員は議長職でありますので、議長の選挙についてを追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員の辞職について、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長　　暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

〔午前10時00分〕

○副 議 長　　休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前10時01分〕

○副 議 長　　追加日程第1、議員の辞職についてを議題といたします。事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○**議会事務局長** 平成 28 年 6 月 6 日、南魚沼市議会副議長・黒滝松男様。南魚沼市議会議員・山田勝。辞職願。このたび都合により、本日平成 28 年 6 月 6 日をもって議員を辞職したいので、地方自治法第 126 条の規定により許可されるようお願い出ます。以上です。

○**副 議 長** お諮りいたします。

山田勝君の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、山田勝君の議員の辞職を許可することを決定いたしました。

○**副 議 長** 追加日程第 2、選挙第 1 号、議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○**議会事務局長** 選挙第 1 号、議長の選挙について。地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。平成 28 年 6 月 6 日提出。南魚沼市議会副議長・黒滝松男。以上です。

○**副 議 長** 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○**副 議 長** ただいまの出席議員数は 25 名であります。

○**副 議 長** 次に立会人の指名を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に議席番号 22 番・牧野晶君及び議席番号 23 番・阿部久夫君を指名いたします。

〔「22 番、了解」「23 番、了解」の声あり〕

○**副 議 長** 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○**副 議 長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れはなしと認めます。

○**副 議 長** 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○**副 議 長** ただいまから投票を行います。

議席番号 1 番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○**副 議 長** 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

○**副 議 長** 投票を終了いたします。

○副 議 長 開票を行います。

牧野晶君、阿部久夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔牧野晶君及び阿部久夫君立ち会いの上、開票〕

○副 議 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 25 票、有効投票数 25 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち黒滝松男 18 票、腰越晃君 5 票、岡村雅夫君 2 票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、私が議長に当選をさせていただきました。

○議 長（黒滝松男君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議 長 今ほどは大勢の方からご支援をいただきまして、当選をさせていただきました。任期は 1 年半ほどでございますが、誠心誠意、市の発展のために頑張っていく所存でございますので、よろしくをお願いいたします。また、議会の活性化とかいろいろな問題がありますし、皆様方の融和をもって市政発展のため頑張ります。どうぞ、今まで以上にご指導、ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

なお、市長をはじめ執行部の皆様方にも、まだまだ若輩者でございますが、いろいろな意味でまたご指導いただきながら頑張っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

〔拍手〕

○議 長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙について日程に追加し、追加日程第 3 とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 3 とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議 長 暫時休憩いたします。追加日程等の資料の配付をいたしますので、そのままお待ちください。

〔午前 10 時 13 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔午前 10 時 13 分〕

○議 長 ここで事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○議会事務局長 追加日程第 3 の配付案件には議長の氏名が記入されておられませんので、各人で当該箇所に「黒滝松男」と議長名を記入されるようお願いいたします。以上です。

○議 長 追加日程第 3、選挙第 2 号、副議長の選挙についてを行います。事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

○議会事務局長 選挙第2号、副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。平成28年6月6日提出。南魚沼市議会議長・黒滝松男。以上です。

○議長 長 選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長 長 ただいまの出席議員数は25名であります。

○議長 長 次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号24番・関常幸君及び議席番号25番・樋口和人君を指名いたします。

〔「24番、了解」「25番、了解」の声あり〕

○議長 長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れはなしと認めます。

○議長 長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○議長 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○議長 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

○議長 長 投票を終了いたします。

○議長 長 開票を行います。関常幸君、樋口和人君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔関常幸君及び樋口和人君立ち会いの上、開票〕

○議長 長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票、有効投票数25票、無効投票ゼロ。佐藤剛君18票、桑原圭美君5票、田村眞一君2票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、佐藤剛君が副議長に当選されました。

○議長 長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長 長 ただいま副議長に当選されました佐藤剛君が議場におられますので、会議規

則第 32 条第 2 項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

○議長 副議長に当選されました佐藤剛君から演台において当選の挨拶をお願いいたします。

○佐藤 剛君 ただいま当選させていただきました佐藤剛でございます。

合併から丸 11 年が過ぎまして、市の自前の行政運営が求められる中、第 2 次総合計画も策定になりまして、そして実際に動き出しました。時を合わせまして、国も地方創生ということで、地方に戦略的な行政運営が求められているわけであります。そういう求められている中でその大きな動き、大きな流れの中に今、市はいるわけです。そういう大変な時期にこういう大役につかせていただきました。経験も知識もまだまだ不足がありますけれども、立場が人を育てるという言葉もあります。先輩議員の経験をお借りしながら、そしてまた同僚議員のまた力もお借りしながら、ここでひとつ踏ん張りまして、1 年半でありますけれども、おごらず、さらに謙虚に、しかし積極的に黒滝議長を支えてこの重責を全うする決意でございます。

そして、執行部の皆様におかれましても、今後またご協力もお願いいたしまして、大変簡単でありますけれども、挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

〔拍手〕

○議長 長 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告はお手元に配付の……（「質問があります」と叫ぶ者あり）

はい、岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、議長・副議長選挙が終わって、副議長に議会運営委員会の委員長がなされたわけであります。議会運営委員会の委員長も多分、議決事項だと思うのですが、どういった計らいになるのか、説明がないようでありますので、お聞きいたします。

○議長 長 議会事務局長。

○議会事務局長 副議長と議会運営委員会の委員長は兼務が禁止されているわけではございませんので、この場で委員長の選任ということにはなりません。本日、会議が終わりました後に議会運営委員会が予定されておりますので、その中の協議になるかと思えます。以上です。

○議長 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こういった人事にかかわることは、やはり即、議会運営委員会を開いてというのが常套だと思うのですが、兼務ができる、できないという問題とは別問題というふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 議会事務局長。

○議会事務局長 この予定につきましては、5 月 27 日の議会運営委員会でも協議していただいて、この形になっていると思えます。以上です。

○議長 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 議会運営委員会の委員長が副議長になるなどということは、聞いておりません。それはそういう形になったときにどう対応するかということについては、私は議会運営委

員会のメンバーでありますけれども、聞いておりません。やはり——どう言いたいでしょうか、想定がもしできていたとするならば、ここで諮るべきであるというふうに私は思います。なぜならば、議会運営委員会は議会にことあるごとに対応しなければならないわけでありますので、私はせっかくの機会であるならば議会開会中でもあるわけでありますので、きちんと順番を踏んだほうがいいのではないかとこのように私は考えます。

○議 長 議会事務局長。

○議会事務局長 議長不在の場合は、議長の選挙というのは第一優先事項であります。議会運営委員会の委員長は兼務で可能である限りは優先事項ではございませんので、その当該の議会運営委員会でもって協議していただくのが一般的であるかと考えております。以上です。

〔「議事進行」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 平成28年6月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

初めに、4月14日に発生いたしました熊本地震により、お亡くなりになった方々に哀悼の意をささげますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

南魚沼市では、熊本県内の被災自治体に対し、4月19日に救援物資として乾燥米3,150食、缶詰650食、飲料水500ミリリットル入り1,200本を送付させていただきました。また、被災地への職員派遣につきましては、全国市長会の要請に対し7人の職員が派遣申し込みを済ませ、派遣要請に備えているところであります。

ここで、3月議会定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、平成27年度の決算見込みを精査した結果、形式収支で4,000万円ほどの次年度繰越金が生じる見込みであります。しかし、一般会計からの法定外繰入金5,000万円、国民健康保険団体連合会からの積立金精算金約4,000万円、これらの臨時的収入があった上での黒字であり、実質の単年度収支は赤字であります。基幹病院及び市民病院の開院によりまして医療費が膨らみ、歳出予算に不足が生じたため、3月31日付専決補正によってようやく給付を完了したところであり、非常に厳しい状況であります。平成28年度国民健康保険税につきましては、税額の仮算定を行ったところ、被保険者1人当たりの所得額に上昇が見られ、平成28年度当初予算で見積もった税収額を若干上回る予想となりました。しかし、国民健康保険特別会計の収支予測は依然として厳しい状況であります。そういう諸事情を総合的に判断して税率改定は行わず、現行税率に据え置くことといたしました。この旨を5月19日に開催いたしました国民健康保険運営協議会に諮問し、了承をいた

だいたところであります。

病院事業につきましては、2月に自治医科大学附属さいたま医療センターより菅原先生を市民病院副院長として迎え、医療体制の充実を図ることができました。両病院の医師が相互に行き来するなど、医療の安定供給に取り組むことにより、4月以降も入院、外来の患者数はともに順調に推移をしており、市民の皆様からも好評をいただいております。なお施設整備につきましては、魚沼基幹病院の外構整備に先立ち、ゆきぐに大和病院西棟ほかの解体工事を4月21日から実施しております。また、旧県立六日町病院の解体工事契約を4月28日に締結し、市民病院の外構とあわせて周辺整備を実施し、病院環境の改善を進めてまいります。

住民健診事業につきましては、魚沼地域胃集団検診協議会がことし3月末をもって解散したため、今年度から胃がん検診及び大腸がん検診を民間検査機関への委託により実施しております。

歯科保健対策事業につきましては、20歳以上の節目年齢者と妊婦を対象に、定期受診の習慣づけと歯周病等の口腔疾患の早期発見、早期治療を目的とした成人歯科健診を、後期高齢者歯科健診とともに6月1日から開始いたしました。

子育て支援関係につきましては、4月から私立たんぼぼ保育園が定員60人で新設開園し、私立野の百合保育園が定員105人の保育所型認定こども園として改築開園をいたしました。また、今年度から幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みといたしまして、年収約360万円未満相当の世帯につきまして、多子判定における年齢制限が撤廃されたほか、ひとり親世帯、障がい者世帯等については、第1子が半額、第2子以降が無償となりました。これを受けて、当市ではシステム改修が完了する7月以降に、対象者の保育料を精算させていただくこととし、保護者にお知らせしたところであります。

福祉関係につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき実施しておりました学習支援業務を、今年度から訪問型の学習支援に切りかえ、南魚沼市社会福祉協議会に委託したところであります。また、高齢者世帯の所得全体の底上げを図ることを目的に、1人3万円を支給いたします年金生活者等支援臨時福祉給付金につきまして、4月に対象者約6,000人に申請書を送付いたしました。5月1日から8月1日までの間の受付を行ってまいります。

介護保険関係につきましては、在宅医療及び介護の推進に向けた体制づくりのため、新たに南魚沼市地域包括ケア連絡協議会を設置し、5月12日に1回目の会議を開催いたしました。今後、保健医療・介護関係者等を中心とするワーキングチームの活動などを通じて地域課題等の把握に努め、地域包括ケアシステムの構築に向けた準備を進めてまいります。

次に教育・文化についてであります。

ことし3月に、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間といたします「南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プランⅡ～」を策定し、大綱に位置づけました。教育を義務教育期の学校教育に限定せず、義務教育期の土台となる幼児教育、園・学校外で行われる社会教育、市民全体にかかわる生涯学習を含めた広範囲の教育として捉え直し、教

育の視点から、市民憲章の具現化を目指して策定したものであります。学校、家庭及び地域が今まで以上に連携を強化して南魚沼市の教育を推進していくために、市行政として確かな方向性を示し、学校、家庭及び地域の取り組みをしっかりと支え、生涯にわたっての学びを可能にする持続可能な生涯学習システム「学びの郷南魚沼プラン」などの施策を立案・実施してまいります。

また、平成 27 年度国庫補助金を今年度に繰り越しました、北辰小学校体育館と大和中学校武道場の吊天井耐震補強工事のほか、小学校の旧 J I S 規格や老朽化した機の更新など、安心安全な教育環境の整備や改善に努めております。

平成 30 年度開校予定の八海中学校につきましては、校舎増築分の建設工事、既存校舎の大規模改造工事これらの実施設計業務、野球場等のグラウンド造成工事を行ってまいります。

モンスターパイプ、スケートボードパークの整備につきましては、設計業務に着手し、今年度の工事発注に向けて準備を開始いたしました。県及び関係機関との協議を進め、早期の発注を目指してまいります。また、設計に際しましては、選手、ジュニア、愛好者及び地元関係者などの声に十分配慮しながら、より良い施設の設置に向けて業務を進めてまいります。

石打の南魚沼市農業者トレーニングセンターにつきましては、スキーフリースタイル、スノーボードなどの夏期トレーニング場として、トランポリン施設などを導入し、一年を通じた選手強化、ジュニア育成を図りたいと考えております。今定例会におきまして、工事発注に向けた実施設計業務委託費を補正予算に計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、環境共生についてであります。

5 月 26 日から 27 日まで G 7 伊勢志摩サミットが開催されまして、気候変動に関する取り組みやエネルギー対策など、地球環境問題が主要テーマの一つでありました。当市も地球温暖化防止対策の一環として、カーボンオフセット事業に取り組んでおります。サミット開催に伴う二酸化炭素排出量 50 トン分を当市の「南魚沼銘水の森クレジット」から無償提供させていただきました。

可燃ごみ処理施設につきましては、発電設備蒸気タービンの修繕が 9 月末で完了する見込みとなっております。また、当該事故の原因究明及び負担割合等につきましては、現在、施工業者等と協議中であります。

新ごみ処理施設につきましては、建設候補地の公募を昨年 11 月からことし 4 月末まで行いました。南魚沼市では長表、雲洞の 2 行政区、湯沢町では谷後の計 3 行政区から応募があり、今後評価基準に従い候補地の選定を進めてまいります。

し尿等受入施設の建設につきましては、6 月 2 日に入札を行いました。今定例会の最終日に追加案件として契約議決議案を上程する予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

地盤沈下対策事業につきましては、今後の地下水規制の方向性を判断する一つの材料として、5 月に地盤沈下区域及び周辺区域の世帯等を対象に地盤沈下影響調査アンケートを実施

し、不同沈下等の事実確認を行っております。

次に都市基盤についてであります。

国の直轄事業につきましては、国道 17 号六日町バイパス・浦佐バイパス、国道 253 号八箇峠道路の事業推進に引き続き協力してまいります。また、来年度中には八箇峠道路 6.6 キロメートル区間が供用開始される予定であり、工事も佳境に入っております。

そのほか、国道 17 号の自転車歩行者道整備あるいは六日町電線共同溝等の事業が引き続き予定されております。

砂防事業につきましては、水無川水系で「水無川流域砂防堰堤改築」、三国川水系で「三国川中流域土砂災害対策」、高棚川水系で「高棚川砂防堰堤群」、登川水系で「登川床固工群」これらの事業が予定されております。

新潟県の事業につきましては、「県道十日町当間塩沢線」、「県道十日町六日町線」、「県道塩沢停車場八竜新田線」これらの道路改築事業、そして「十二沢川」、「伊田川」の河川改修事業等が予定されております。

当市の道路関係につきましては、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、交通安全、消雪パイプリフレッシュ、橋梁補修、舗装修繕などの事業を予定しておりまして、事業費で 10 億 5,051 万円、国費ベースは 6 億 3,676 万円でありまして、要望額に対しまして 75 パーセントの予算配分がありました。景気対策の面からも早期発注に努めてまいります。

4 月末までの市内の交通事故発生件数は 38 件で、前年同期との比較で 3 件の減となりました。負傷者数は 44 人で 9 人減、こういふことで大幅に減少した昨年よりさらに減少しております。死者数につきましては、4 月末時点では昨年と同じ 1 人となっております。また、今年度から交通安全教室を南魚沼交通安全協会に委託し、南魚沼警察署のご協力をいただきながら、市内の全小中学校及び総合支援学校で実施いたしました。

昨年 7 月から開始いたしました高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、4 月末までの申請件数が昨年の 10 件から 14 件に増加しております。今後も南魚沼警察署をはじめ関係機関と連携しながら啓発活動を行ってまいります。

市民の住環境の向上と地域経済の活性化を促進するため、事業実施 7 年目を迎えました「住宅リフォーム事業」につきましては、今年度から LED 照明器具を補助対象に加え、5 月 1 日から受付を開始いたしました。5 月 24 日までに 320 件、事業費 3 億 2,524 万円、補助金交付では 2,483 万円の申し込みがありました。

なお、その後 5 月 31 日で募集の業務を終了したところであります。その結果は申込件数で 588 件、事業費が 7 億 166 万円、補助交付予定見込みが 4,595 万円であります。このため、当初 4,000 万円の予算に対しまして 595 万円予算に不足が生じます。これらの部分は来年度に先送りということではなくて、景気対策も含めまた市民の皆様方のご要望も含め、不足部分を予備費より充用し早期事業効果を期待して交付決定を行うよう担当に指示したところでありますので、議員各位からご理解をお願い申し上げたいと思っております。

国土調査事業につきましては、昨年度に続き欠之上・川窪地区で 0.65 平方キロメートルの

現地調査を開始しております。また、今後の六日町市街地区域内の事業実施に向けて予備調査等を予定しております。

下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、主に農業集落排水処理区の流域下水道等への接続を、防災・安全社会資本整備交付金事業として大和クリーンセンターの長寿命化計画に基づく汚泥処理施設の更新及び浸水対策事業を予定しております。事業費で両者合わせて10億2,000万円、国費ベースでは5億2,300万円でありまして、要望額に対しまして82パーセントの予算配分でありました。これも景気対策等の面から早期発注に努めてまいります。

水洗化率向上のため、下水道接続促進補助事業を1年間延長した結果、平成27年度末の水洗化率は前年度比2.1ポイント増加し88.1パーセントとなりました。さらなる水洗化率向上のため、下水道が整備されて3年以内の接続を対象とした補助制度や、無利子による資金融資制度の周知に努めてまいります。

次に産業振興についてであります。

平成28年産米の生産調整につきましては、地域間調整分として福島県から約4,170トン、面積では大体これが820ヘクタールぐらいでしょうか、前年比103.5%を確保できる見込みとなっておりますが、来年以降の地域間調整につきましては厳しい状況が予想されます。今後も魚沼米憲章に基づく生産を一層推進し、区分集荷に基づく区分販売の取り組みなど、日本一のブランド米の産地にふさわしい食味・品質の確保を図り、南魚沼産米のブランド強化を推進してまいります。

農地中間管理機構を活用いたしました農地集積につきましては、平成27年は前年より41件増加し、152件103.5ヘクタールの実績となりました。平成28年は前期募集においては116件64.2ヘクタールでありまして、前年同時期より42件19ヘクタール増の申し込み状況となっております。農家数・農業就業人口が大幅に減少する中、今後も地域の担い手への効率的な集積が図られるよう取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、昨年の法制化により安定した制度となりました。現在、12地区の広域活動組織となって3年目でありまして、市内農振農用地の約95パーセントを対象に活動しております。各組織の活動も軌道に乗り始めたところであり地域の期待も大きい事業であることから、今後も活動をさらに充実させるために関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光振興につきましては、これまで経験したことのない異常少雪により営業日数が少なかったこと、これらが影響いたしまして、12月と4月以降のスキー場入込客数は前年比で9万3,000人の減、率にいたしまして54.2%の減少であります。シーズン全体の入込客数は107万3,000人でありまして、前年比14.5%の減少となりました。市内のスキー観光にとっては大変厳しい結果であります。引き続き観光交流人口の増加と再来訪率——また再び訪れていただくということでありまして——これの向上を図るため、広域連携によります周遊観光ルートの創生やインバウンド観光誘致を進めてまいります。

食によるまちおこし施策として取り組んでおります「B-1 グランプリ」につきましては、2016 年本大会が 12 月 3 日から 4 日まで東京都江東区お台場で開催されます。南魚沼の食・自然・文化・観光資源などを全国に PR するため、南魚沼きりざい DE 愛隊とともに 4 年連続本大会出場を目指して準備を進めております。

市内飲食店と連携した食のキャンペーン「南魚沼、本気丼」は、日本最高峰の南魚沼産コシヒカリの産地としての強みを前面に打ち出したキャンペーンとして、今年度は 7 月末から翌年 2 月末まで期間を大幅に拡大いたしまして、54 店舗で実施いたします。スキーシーズンを含めた開催によりまして、首都圏からの新たな誘客ツールの一つとして期待をしております。

また、今年度は、大和庁舎を改修し海外の IT 企業を招致いたします「グローバル IT パーク南魚沼」構想がスタートいたします。将来的には、国内外のデベロッパーの投資資金により IT パークを建設し、多くの IT 企業を誘致し、グローバルな人材の確保、雇用の創出を目標としております。

雇用情勢につきましては、ハローワーク南魚沼の平成 28 年 3 月末の有効求人倍率が 1.49 倍と、前月より 0.29 ポイント低下しておりますが、前年同月比では 0.39 ポイント増加しております。平成 27 年度 of ハローワーク南魚沼管内におけます高等学校新規卒業者の就職状況は、就職希望者 143 人に対しまして求人件数が 396 件でありまして、全員が就職できたことから、雇用状況につきましては比較的良い状況に向かっていると考えております。今後は、U I J ターンを含めた若者の就職支援について調査研究を行い、必要に応じた支援策の策定に努めてまいります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

地方創生関連事業推進のため、今年度から総務部に地方創生推進室を創設し、企画政策課と連携した組織体制といたしました。南魚沼版 C C R C 構想をはじめ、移住・定住促進、人口減少問題等に総合的に取り組み、鋭意事業を進めてまいります。特に南魚沼版 C C R C 構想につきましては、今後、地域再生計画と生涯活躍のまち構想の策定をあわせて進め、C C R C 関連事業のみならず医療、産業、学術機関などさまざまな分野との連携を図りながら、総合的なまちづくりの取り組みを進めてまいります。

なお、国のほうから、生涯活躍のまち形成支援チーム——これは国で今、設置しているチームであります——その支援の検討の対象にするという地域が先般発表されました。南魚沼市を含めまして岩手県の雫石町、石川県輪島市、山梨県の都留市、長野県佐久市、鳥取県南部町、福岡県北九州市、これにさっき言いました南魚沼、我がまちが入りまして、全国で 7 県、これが先駆的な取り組みも行っているということで、政府の支援検討の対象に入りましたので、お知らせを申し上げます。

このため、庁内の横断的なプロジェクトチームを組織し事業を進めることといたしました。今年度を地方創生実行の年と位置づけ、地方への新しい人の流れや産業と雇用を創出する事業展開を推進してまいります。地方創生関連事業の推進と効果検証につきましては、民間団

体や事業者をはじめ幅広い分野からなる推進体制によりP D C Aサイクルを構築し進めてまいります。

第2次総合計画につきましては、施策の達成目標や指標の数値を検証するとともに、毎年ローリングによります実施計画の見直しを行いながら進めてまいります。

魚沼地域におきます定住自立圏構想につきましては、3月25日の魚沼市及び湯沢町との形成協定の締結に続き、5月6日に魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置し、共生ビジョンの策定を進めております。共生ビジョン懇談会の意見やパブリックコメントこれらを踏まえ、今後、圏域内の連携事業を具体化するために、関係市町の担当者によりますワーキンググループ会議を開催し、関係市町との合意形成を図ってまいります。

消防団の装備につきましては、平成26年2月に「消防団の装備の基準」が改正され昨年度から救命胴衣の配備を進めております。今年度は、新たに災害現場で使用する耐切創手袋——これは800双、それから釘の踏み抜きを防止できる救助用半長靴500足を購入し、消防団員の安全対策を強化してまいります。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、平成27年度決算概要をご報告いたします。

水道事業会計につきましては、収益的収支において——これは税抜きであります——総収益20億9,777万円、総費用19億6,227万円で、差し引き1億3,550万円の純利益が見込まれております。資本的収支——これは税込みであります——では、8億6,998万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

病院事業会計につきましては、収益的収支において総収益44億1,595万円、総費用48億8,938万円となりまして、差し引き4億7,343万円の純損失を見込んでおります。会計的には多額の赤字計上となりましたが、その主な要因は次の4点であります。1点目は、病院再編期におけます診療制限等により入院・外来収益の低下を招いたことによるもの。2点目は患者移送や医療器械移設、既存施設改修など病院再編にかかる費用の増大によるものであります。3点目は、南魚沼市民病院建設にかかる控除対象外となった消費税が多額となったことによるものであります。4点目は、大和病院の規模縮小に伴います南棟の帳簿価格を減損し、後年度の減価償却費の負担軽減を図るため、特別損失に計上したことによるものであります。この中には現金支出を伴わない費用7億5,776万円が含まれております。資本的収支——これは税込みですけれども、においては、収入が54億2,660万円、支出が55億2,510万円となり、9,850万円の不足が生じましたが、これも当年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

今定例会に、また一般会計補正予算（第2号）を提案いたしました。歳入歳出予算にそれぞれ1億1,583万9,000円を追加し、総額を328億7,012万2,000円としたいものであります。

主な内容といたしましては、歳出では、電算情報管理一般経費で情報セキュリティ強化対策補助金を受けて強靱化対策を行います。内部情報系からインターネットを分離することと、

基幹系におけますマイナンバー利用に当たりまして、2要素の認証で端末を使用するためのシステム改修に5,899万円を増額いたしました。保育園等施設整備事業費では、どろんこ保育園整備費におきまして、土地借料加算の上乗せと補助要綱の改正によります基準額の増額から整備費補助金を1,835万円増額いたしました。農業振興対策補助事業費1,705万円の増は、「新潟米」食味・品質確保整備支援事業の新規採択を受けましたJAしおぎわのサイロクーラー設置によります1,500万円の増と、他の県補助金の増減によるものであります。消融雪施設新設改良事業費1,047万円の増と道路新設改良事業費1,542万円の減は、社会資本整備総合交付金の内示額に合わせ、それぞれの工事請負費及び委託料で調整を図ったことによるものであります。

歳入では、保育所等整備交付金の増で1,351万円を、「新潟米」食味・品質確保整備支援事業補助金の新規採択で1,500万円を増額いたしました。なお、以上によります歳入歳出の差額調整で、前年度純繰越金に5,891万円を計上したところであります。

5月16日に開かれた「グローバルITパーク南魚沼説明会」には、国内外の企業59社から75人の参加をいただき、成功裏に終了いたしました。南魚沼市が進めております雇用創出の取り組みについて、多くの期待と興味が集まっているあかしであると考えております。南魚沼市の将来を見据えたこれらの取り組みにつきまして、引き続き議員各位のご支援ご協力をお願い申し上げます、前段の所信表明とさせていただきます。

今議会の提出案件は15件、条例3件、予算6件、その他6件でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、引き続きまして、以前より皆様方に申し上げてまいりました今秋11月に執行されます市長選挙につきまして、この場をお借りしてその所信の一端を申し述べさせていただきます。

最初に結論から申し上げさせていただきますが、私は次期市長選挙には出馬せず、その職責を志ある優秀な方に委ねたいということでもあります。その結論に至りました主な理由について若干述べさせていただきます。

まず、新市誕生に際しまして、旧3町それぞれの熱い思いと悲願を込めて策定いたしました新市建設計画について、ほぼ実施あるいはその見通しが立ったこと。基幹病院を中心とした地域完結型医療体制がほぼ完結されたこと。それらに伴いまして旧3町市民の融和も大きく進展してきたこと。そして、合併直後の財政危機も健全化計画等、痛みを伴う改革に議会の皆様をはじめ市民全体でご協力を賜りそれを克服し、今後10年先の財政状況についても安定的に健全に運営できるめどがついたことでもあります。

さらには今後の我が市の方向性——これは第2次総合計画、地方創生等ではありますが、それとその中心的施策について皆様方に具体的にお示しし、それが既に実行段階にあり、俗に申し上げますと、種をまいて芽が出始めた、そういう状況というふうに認識をしております。メディカルタウン、CCRC、グローバルITパーク、モンスターパイプ、スケートボードパーク、これらもごさいます。そういう現状に鑑みまして、大局的には一定の区切り、節目

にあるということであります。

しかし、私の出馬しない最大の理由につきましては、私の政治的な信念として抱いてまいりました「権不十年」——権は十年久しからずやということであります。賢明なる議員各位にこの意味を改めて説明申し上げるまでもございません。このことは古今東西その歴史が為政者に対しての戒め、教訓として、今を生きる我々に黙示をしているものであります。「散りぬべき 時知りてこそ 世の中の 花も花なれ 人も人なれ」これはご承知のように細川ガラシヤの辞世の句として大変有名であります。私はまだこの世を去るわけではありませぬので、辞世の「世」は政治の「政」に置きかえていただきまして、「辞政」、すなわち政治その表舞台から一身を引かせていただくという意味に置きかえてこの句を引用し、皆様方のご理解を賜りたいものであります。

なお、当然のことではありますが、任期途中、これはまだ任期約6か月ございます。その間、市政進展のため全身全霊を傾注してまいることは当然であります。どうか議員各位からより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、あわせて市民各位、職員諸氏からのご協力も切にお願い申し上げますところであります。

以上で今秋執行の市長選挙に当たっての私の所信とさせていただきます。大変ご清聴ありがとうございました。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開は11時20分といたします。

[午前11時06分]

○議 長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

[午前11時20分]

○議 長 日程第5、報告第4号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・佐藤剛君の報告を求めます。

佐藤委員長。

○佐藤議会運営委員長 それでは、平成28年3月議会におきまして本委員会に付託されました継続調査の事件につきまして、次のとおり議会運営委員会を開催し調査検討を行いましたので報告いたします。この間に4回委員会を開催しておりまして、回数も多いですので、記載の報告に加えては若干の補足説明にとどめさせていただきたいと思っております。

第1回目であります。調査事項につきましては、1に記載のとおり、次期議会任期の議員定数の検討方法及び定例会の委員会付託の進め方についてといたしました。期日は平成28年4月15日金曜日、委員9名全員出席と議長、副議長からも出席をいただきました。調査の内容は議員定数について特別委員会を設置するか否かについて協議をいたしました。この件につきましては、第2回でも引き続き協議をいたしました。そして、委員会付託については、6月議会は付議事件の内容により決めるが、継続して検討を行うことを確認いたしました。

第2回目であります。期日は平成28年5月9日月曜日、委員9名全員の出席でありまし

た。また、議長、副議長からも出席をいただきました。調査事項は1としまして、平成28年第1回南魚沼市議会臨時会の運営についてと、2といたしまして特別委員会の設置についてでありましたが、第1回臨時会の運営につきましては、5月16日開催のとおりでありますし、議員定数調査特別委員会の設置について検討いたしました。この件も既に第1回臨時会で議会運営委員会の経緯に沿って発議され議決されましたので、説明は省略をさせていただきます。

第3回目であります。第1回臨時会での平成28年度一般会計補正予算(第1号)の審議中に、動議によりまして資料提出の要求がありました。議会運営委員会で審議いたしました。結果は、提出要求はしないということになりました。第1回臨時会の経過のとおりであります。

第4回目であります。調査事項につきましては、1としまして、平成28年6月南魚沼市議会の定例会の運営についてであります。内容の説明の前に調査の状況でありますけれども、期日は平成28年5月27日金曜日、委員の出席状況は9名全員の出席でありました。副議長からも出席いただきました。調査の内容について説明をいたします。報告書記載の執行部の出席を求めまして、6月議会定例会の運営について次の事務調査を行いました。

(1)としまして、付議事件の概要、(2)としまして、会期及び議事日程について、この2点につきましては、お手元に配付されているとおりであります。(3)請願の取り扱いについては、30人以下学級実現、義務教育国費負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願の1件がありました。この請願につきましては、総務文教委員会に付託することに決定をいたしました。(4)一般質問の取り扱いについてであります。前回議会と同様の取り扱いといたしました。(5)人事案件の採決の方法については、人権擁護委員の候補者の推薦についての採決方法を協議いたしました。討論を省略し、起立による採決といたしました。委員会付託につきましては、補正予算と人事案件を除き担当委員会に付託することといたしました。

調査事項2といたしまして、議員派遣について協議をいたしました。内容としましては、8月4日に行います十日町・魚沼市・南魚沼市議会役員合同研修会及び8月23日に予定されています中越地区市議会合同議員研修会についてであります。調査事項3としまして、閉会中の議会運営委員会の開催についてを協議いたしました。

引き続き調査事項4といたしまして、その他でありますけれども、閉会中の委員会の日程、7月3日の防災訓練、10月3日から6日の間に予定しております議会報告会の開催についてでありました。説明は以上であります。

○議長 長 議会運営委員長・佐藤剛君の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さま

でした。

○議 長 総務文教委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員長の委員会報告をいたします。期日は平成 28 年 4 月 22 日金曜日であります。委員の出席は全員の出席で議長からも出席をしていただきました。

現地調査でございます。スケートボードパーク整備予定地であります小栗山のほうに行きました。もう 1 つはモンスターパイプ整備予定地の石打丸山スキー場に行きました。ボードパークでは現地でテニスコートを使うという区分等々を説明いただいたり、また、モンスターパイプの石打丸山では、今、既存でありますスーパーパイプのところを見せていただき、また新たに設置するという場所を見せていただきました。

(1) 南魚沼版 C C R C 構想についてという事項でありますけれども、先週も推進協議会が行われたところでありまして、新たな情報が出たときであります。4 月 22 日の段階のことを報告させていただきます。さまざまな面でのまちづくりの人材として来ていただくということを目指し、特に C C R C 構想の特徴で、地域に溶け込み多世代と協働しながら人材として活躍していく。

経済波及効果であるが、介護の状況については市民からも懸念の声を聞いている。介護の負担増の部分、介護人材のピーク部分で、特徴的な部分では要介護度 3 以上のピークは 90% の値で 22、23 年目——これを始めてからという意味ですね——がピークで 48 人、約 12% で想定している。介護医療の負担は 50 年間合計で 7.9 億円、ピークは 21 年目である。介護人材は 19 年目から 24 年目がピークで 8 人である。市への経済波及効果等については、医療介護等の負担、不安も経済波及効果のプラスの要素の中ではさほど大きくないものと考えている。特に市税収入等の経済波及効果のピークが 3 年目であり、非常に直近のところにあると。人口減少が地域に与える一番の影響としては、経済の収縮であり、その部分ではこの中高年の移住そのものが当面の地域経済の支えになる

南魚沼市の強みで特に地域医療の連携の部分について、内閣府への説明では地域医療を支える人材の育成、健康な活躍を送るためのコホート研究の地域へのフィードバックの部分を表に出したほうが、都会の皆様がこの地を選ぶときに健康で長生きするというところで押し出しているということでもあります。

第 1 期、平成 29 年度には 50 戸、第 2 期で平成 30 年度で 50 戸、第 3 期が平成 31 年度で 100 戸で、200 戸と 400 人で当面の目標を設定しているということでもあります。

国は一生懸命進めている南魚沼版 C C R C に限らず、この C C R C 関連の動きが想定しづらいという評価の状況と聞いている。当面のニーズを 100 戸で抑えてある。移住者向けに平成 29 年度が 50 戸、国際大学の留学生家族寮が 30 戸、国際大学のミドルステイ・ロングステイで国際大学のセミナーなどで利用する標準のもので 20 戸の合計 100 戸を当面のニーズとして想定している。事業者にとって移住者向けの 50 戸も厳しいという見込みがある

中で、当面で 100 戸という数字を出した。

魚沼基幹病院のスタッフ寮が 100 戸、グローバル I T パークのスタッフ住居が 32 戸と当面見込まれている必要がある点をあわせて説明をしたところ、50 戸については移住者が最初からここまでいなくても、大体 25 戸ぐらいで固まっていれば事業化は進められるという話である。あわせて基幹病院のスタッフ寮としての利用、グローバル I T パークのスタッフ住居としての利用、この流動的な利用が見込まれれば、このニーズの不安がかなり薄まるという話で説明をいただき、あとは資料のほうでの説明とさせていただきます。資料については 23 ページから 28 ページに入っております。

質疑に入りまして、CCRC の文言がわかりづらいということであります。答弁では継続的なケアを提供する高齢者向けコミュニティーというのが一番短いかもしれない。介護医療がついているというところが CCRC の特徴であると考えている。CCRC から介護医療を切り離すと、多分、プラチナタウンという言葉でいいのではないかと思うという答弁がありました。

また、南魚沼版 CCRC 構想による効果、影響の分析については、全く納得ができない。何をすることもわからない。どれだけ募集があるのかもわからない。説明では国際大学の留学生といった話も出ている中で、50 年間を見込んだ経済効果などというのを想定して本当に大丈夫なのか。メディカルタウン、IT などを全て入れて、それを補完していこうという説明に聞こえるが、どうも腰が据わっていないのではないか。50 年間でこれをバラ色だと考えるのは無理があると思うが、という質問に対しまして、移住を募集していると言いつつも、これから参画してもらうよう説明もあるが、建設住宅などの集合住宅になる、あるいはビジネスホテルのようになる、高層住宅なのか、ほとんどわからずこのような募集ができるのかどうかお聞きするという、また質問もいただきました。

答弁では、50 年間のシミュレーションであるが、これは 50 代から 5 歳刻みにいろいろなパターンで移住が進んだ場合で、合計 400 人が移住した場合どうなるかをシミュレーションとした数値をなっている。50 代の人でも 100 歳までとなると 50 年間ということで、その人たちの移住がこの地域にどのような影響があるかといった試算したものである。さまざまな動きが当然あり、入居所が途中で引っ越す場合もあるということ。これはコンサルトに任せましたが、統計方法、推計方法があり、さまざまなパターンを一番信頼のおける形で推計したものと認識している。この部分がある程度固めないと事業者の募集ができない。スケジュールの中で事業者の選定を図る 7 月末までには、場所も正確に決めていきたいと考えているというような答弁がありました。

また、そちらの皆様のお手元でもかなり質問があるかと思えますけれども、市の負担で我々の税金がどう使われていくのかほとんど見えていない。総事業費が幾らなのか。事業者はペイするかどうか、進出するかしないか決めるわけではないので、どの程度の規模でどれだけの事業費になるか、それについて市の負担は本当はないのかが大きな問題だと思う。進出する事業者の立場に立った考えが見えてこない、という質問がありましたが、当

初から国際大学のほうで検討を進めたことがあった。そこにもし、200戸と400人が出てきたとすると、上下水道、道路の整備等がどうなるかというのは庁内でも検討した経過があるが、今はそれとは違う形になってきているので、現在それを合算した事業費にし負担費の試算はしていない状況であるという答弁がありました。

また、質問の中で、位置についてはなぜ議会中に示さなかったのか。事前に教育委員会とどういったような協議、議会が終わった後で推進協議会に出したことについてはどうということだという質問の中で、議会への説明ではあるが、推進協議会の日程を含む際に議会を外した。議会の前には日程を組める状況ではなかった。諸般の事業内容の検討の進捗が悪く推進協議会の日程が議会の後になってしまい、議会には示されなかったということがあります。

質問の中で、この事業を進めていく上での推進協議会の責任というものはどうなっているのかということですが、推進協議会の責任であるが、特に負うべき責任はないと思っているとの答弁でありました。あとはお手元の総務文教委員会の資料のQ&Aとなっております。

続きまして、(2)南魚沼市財政シミュレーションについてを議題としまして、説明の部分をちょっとはしょって言いますけれども、合併後の財政計画には、平成16年から始まった国の三位一体改革による国庫支出金や交付税の削減、さらに平成16年10月の中越地震後の2回の合併により財政状況は極めて厳しい状況となり、国の財政事情等からも今後ますます厳しくなることが避けられず、平成17年12月に財政の立て直しを図り、将来に向かって南魚沼市財政健全化計画を策定したということがあります。

平成20年9月のアメリカの金融危機に伴い、平成21年12月に南魚沼市財政計画変更1として見直しをしたところであります。その後、平成24年6月に南魚沼市財政健全化計画変更2として再度変更し、この計画は当初の計画と同様に最終年は平成33年としている、策定時の合併特例債の発行可能最終年であるということがあります。

平成28年度以降は投資的事業を大幅に削減する計画としているということと、財政課長からは、このたび報告の財政シミュレーションは、合併から平成26年までの決算状況、平成27年度の決算見込みから、平成28年度から平成37年度までの歳入歳出の状況を推計するものである。推計の方法については、今までの財政計画での推計方法と基本的には同じものであるということがあります。条件設定における特記事項としては、一番大きなものとして新ごみ処理施設建設ということで、総事業費を166億円として、平成32年度から3か年で計画しており、市の一般財源としての持ち出しを年3億円で見込んでいるところであるという説明を受けました。あとの部分は記載のとおり読んでいただければと思います。

質疑に入り、財政担当が常にこのシミュレーションを見ながら、執行部に対し厳しい意見を言う体制をとっているのかどうか。

条件設定の特記事項として新ごみ施設について166億円とあるが、このほかにも何か特

記事項があるのか。

実質公債費比率であるが依然高い。胎内市、魚沼市は投資をしなかった部分で改善してきているが、実質公債費比率で市債残高等を見たときに、合併特例債として臨時財政対策債で後から国から交付税算定される部分は計算から除いている。何が要因でこれだけの高い数字で推移していくのか。合併特例債の活用がこういった数字に反映されるということならば、そのほかの市債の数字にそういう大きな変化はないのか、何が原因か、という部分での質疑がありました。

答弁で財政計画の中では、さらに細かくした形で分類をかけていた。手作業の部分も多かったこともあり、今回示したものは決算カードの分類方法をとっている。市の財政計画の資料を使うことによって分類が非常にスムーズにいくようになってきた。この点については、毎年検証する上でも決算が出た段階で分類がすぐにできるので、財政シミュレーションを予定しどう変わったとかという点について、比較的スムーズにいくものと考えている。起債関係も全てシステム上で管理しているので、年度決算の終了時ではスムーズにいくものと思うので、計画の検証を毎年行っていきたいと考えている。

新ごみ処理施設の関係であるが、こちらについては建設事業費の正式な負担分は最終決定ではないと聞いている。負担割合については、南魚沼市で事業をすると想定して南魚沼市が起債等についても全て行い、負担割合を関係市町村から受けるスタイルになっている。今回のシミュレーションでは市の起債が大幅に増える形になって、実際はこれからそれぞれ負担割合を決めて、その部分についてはそれぞれの市町村で起債をするとなる。今回の想定した起債より額が減になるだろうと予定している。

特記事項について、市長から病院事業会計への繰り出しという話があり、今検討しているところであるが、国県と協議が必要になるのではないかと考えている。それらの中で今後示していけるものと考えている。

実質公債費比率がなかなか下がらないという点については、既に起債を起こした部分の償還というところが大きく響いているところである。数値的な改善が見込めないということであり、合併特例債の償還がピークになってきている。しかし、そのうち30%は当然市の負担で出てくるところなので、全部積み上げるとやはりその部分が大きく影響してくると思っている。1年、2年で急激な改善は見込めないと思うが、新規の起債発行をどうやって抑えていくかというところで、全体的な規模を縮小していくことに努めていきたいと考えている、というような答弁がありました。

続きまして(3)、スケートボードパークの整備計画についてというところであります。平成28年度には実施設計と基礎工事によって予算2,340万円、そして平成29年度に2,431万円ということで、総額は4,771万円を見込んでいるという説明を受けました。平成28年度では県の補助で3分の2、平成29年度ではt o t oの補助で同じく補助率を3分の2と見込んでいるということでもあります。

質問ではオリンピック種目に選ばれるのは大歓迎で、オリンピックの合宿に対応できる

コースがつけられるのか、本当にそういう考えがあるのかという質問。防具についてであるが、自己責任とは言いながら本人はあきらめもつくが、親がいて必ずこれをつくった市の責任と言われる。安全面での対策はどう考えるかという質問がありました。

オリンピックの合宿については、合宿地として手を挙げるためにはその条件が提示される。決まっているオリンピック競技の中で、南魚沼市は障がい者のサッカーということで大原の多目的グラウンドを考えている。あと、バレーボールの面でF I V Bとありますけれども、特に今の段階ではそういった誘致は考えていないということであります。

また、使用の仕方であるが、防具、ヘルメット着用ということで、できれば今のままネット、フェンスをした中で利用してもらいたいという答弁がありました。また、質問の中で年間稼働日はどれくらいあるのか。年間の利用者の数は1日当たりどれくらいの利用を見込んでいるのかという質問で、今現在利用がある。稼働は5月から10月末ぐらいだと。月大体350人ということで年間2,000人を見ているという答弁がありました。

続きまして(4)のモンスターパイプであります。県から3分の2の補助をもらいまして、今年度3月議会でも提示されましたように取り組んでいるところであるという説明がありました。

質疑の中でモンスターパイプの設置予定地に隣接して、民間の小さいパイプと中くらいのパイプがあるが、それらの所有者と今後の利用について話や検討をするのか聞きたいということです。丸山には今、2つのパイプがあり、そういったことについてどうするかという質問でした。今回チロルゲレンデにつくるモンスターパイプについては市有施設であり、隣接の2つのパイプとは切り離れた形で運営を考えているといった答弁をいただきました。

また、競争力の部分であるが、岐阜は関西圏、中京圏からの集客が見込まれる。また、北海道は東京からとなる。雪がなかなか降らない年もあったり、人口雪が使えないということで、本当に安定した競争力があるかという質問がありました。安定した競争力については、雪の降らない年は運営ができないこともあるかもしれないが、今、スキー人口が減っている中で目玉になるだろうという答弁がありました。

質問の中で、ランニングコストの面でありますけれども、県の負担、また市も負担したということもあり、またスキー場が民間という立場で、こういったような指定管理のコストになるかという質疑がありました。

ランニングコストについては、鷹栖スノーパークの例で言うと、維持費が1,100万円ほどかかると聞いていて、その中で人工降雪機による経費が300万円ということであり、維持費が大体七、八百万円という推計を市では出しているということでありました。県の維持管理の協議であるが、維持管理費として県が費用を出すことはなかなか難しいと考えている。しかし、選手強化費として協力できるのではないかという前の県教育長の話も聞いている。この辺は県に協力を求めていきたいと考えているということでありました。

報告事項について、その他5でありますけれども、教育委員会のほうから、これからの

学校給食づくりについての報告がありました。

以上で総務文教委員会の報告とさせていただきます。大変長くなって申しわけございません。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・鈴木一君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それでは、産業建設委員会の調査報告をいたします。調査事項につきましては、1、水道水緊急水源について現地調査を含めて行いました。2番、雇用創出事業について、3番、農業委員会等に関する法律の改正による影響について、4番、バスの運行について、その他、①国土調査事業5か年計画の修正について、②スキー場の入り込み状況について、③都市計画マスタープランについて。

調査の状況、期日は平成28年4月26日、委員の出席状況は8名全員の出席、議長からも出席をいただきました。調査の内容です。記載の執行部から出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。

それでは、1番、水道水緊急水源につきまして、若干の質疑について説明いたします。緊急水源につきましては、荒山水源、藪神、水尾、田崎において現地調査をいたしました。事務調査では執行部より、①被害想定と非常用水源の検討として、近年危惧される災害を検討し災害を想定するという説明がありました。2番、水源や施設のバックアップを検討する。3番、将来どういう形態にするか、施設設備の形態等をこれから検討する。

2番目、現況施設と配水量、現在13系統のほか自己水源の直接配水を加え39施設で給水。非常用給水量は平成26年度の実績で2万2,756立方を基本的に検討しています。

3番、被害想定として、災害対策7種のうち当地域に該当する5種について検討していく。

4番、検討ケースの設定、管路災害による配水区の検討、浄水場災害による市全体の検討についてを説明いただきました。

主な質疑として、非常用水源は災害時3割程度の使用なのかという質問に対して、非常用水源を将来的に常用化とするよう平均を考えている。次に現在緊急水源で対応できる水量は、という質問に対しまして、必要量は2万2,600トンであり、自己水源等で1万3,800トン、差し引き8,000から9,000トンである。

荒山水源など湧水があるところの保安林の問題、農業用水に影響はないかという問いに対しまして、荒山水源は旧大和町の水源だったため、使用には問題ない。環境保全、水源涵養林として管理を行わないと水質保全ができないので、やらなければならないという答弁がありました。資料は15、16ページであります。

2番目に雇用創出事業につきまして、平成21年度から平成27年度までの事業と実績の説明を受け、企業支援、雇用創出は企業自体にもかかわることであり、人口を増やすことにもつながるので支援をしていくという説明がありました。

主な質疑は、地方創生の総合戦略の中で人と雇用、経済の流れということで取り組んでいるので、今これからどうするのかという問いに対しまして、現時点では具体策はない。創業関係の制度資金や補助、農業関係の新規就業者への支援と、あらゆるものを組み合わせて産業振興していくという答弁がありました。資料は17、18ページであります。

続きまして3番目、農業委員会等に関する法律の改正による影響につきまして、平成27年9月4日に農業委員会等に関する法律改正がありました。農地利用の最適化の推進、農地利用最適化推進委員の新設が主な改正概要であります。最適化推進委員は100ヘクタールに1人であり、当市では6,460ヘクタールで65人となる。また、農業委員については、現在38人から19人になる。農業委員は市町村長が議会の承認を得て任命する方式になる。過半数を認定農業者とする必要があり、当市では10人以上、現在の農業委員の任期終了後に新体制に移行しますという説明がありました。

主な質疑は、今回の改正で農業委員が影響を受ける一番の問題点は、最適化推進委員が何をやるかはっきりしていないところ、法律は決まっているが実態が伴っていない。先進地の情報を集め検討するという答弁がありました。

農業委員が38人から19人に減るが、変わらない仕事ができるのかという問いに対しまして、19人で賄うのは難しい。先進地に聞くと、推進委員を前農業委員に依頼するケースが多い。仕事内容を理解している人でサポート体制を整える必要があるというような答弁がありました。資料は19、21ページです。

続きまして市民バスの運行について、市民バス再編1年であるが、大きなトラブルもなくスムーズにきている。利用率は毎年度マイナス傾向である。病院は路線バスとの重複を避けた路線、新たに高齢者に加わる免許保有率の高さである。有料化の影響か1割程度落ちた。利用者アンケートを見ると、利用者は圧倒的に女性である。利用目的は医療機関への通院である。今後PDCAサイクルを行いながら利用促進等に努めるという説明がありまして、主な質疑は、200円の運賃の見直しは、という問いに対しまして、現在1年だけの経過で見直す予定はないという答弁がありました。資料は22、24ページであります。

5番目にその他、①国土調査5か年計画の修正について、②スキー場の入り込み状況について、③都市計画マスタープランについての報告がありました。ほかの質疑につきましては、報告書に全て網羅されております。以上報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道事業について、説明の中で二重投資にならないようにあらかじめ常用化を想定してつくっていく必要があるという、「常用化」というものと「緊急水源」というのと、どうもごっちゃに聞こえるのですよね。質疑の中でもそういうところがあるようであり

ますけれども、きちんとした財政計画を立てて、常用水源としてどうあるべきかということをやはり示していただいて、それについて我々議会としてどうあるべきかという話にならない。ですが、「緊急水源、緊急水源」と言葉を旗印にして常用化を進めていくという、ちょっと矛盾するような感じに私はとるのですけれども、その点はこういった、Q&Aにもありますけれども、委員会としては何らそれで問題ないという考え方なのかひとつお聞きしておきたいと思います。

もう1点がバスの問題ですけれども、Q&Aの中で今後も若い世代の利用促進について土日の運行等が必要だと。また、これからいろいろな事業が展開する中で、あるいは高齢者の免許証返上とかという、要するにこれこそ日常的に利用できる体制をとっていかなければならないという前提があるとすれば、もっともっと拡充していかなければならないと思うのですけれども、その辺はどういった調査になっているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 1番目の緊急水源の常用化につきましては、水道事業管理企業のほうから、今年度中に検討した結果を議会に報告するという話であります。以前に報告したとおりであります。その結果を見て、議会で審議をしていただきたいという旨であります。

バスの今後の若者の利用については、今回の調査ではやっておりません。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道については、やはりきちんとした計画を立てて、それを審議するという形で、そして財源をどうするのかということが必要かと、大切なことではないかと思しますので、ひとつぜひ、調査をお願いしたいと思います。

次に市民バスについては、走り出したというところでありすけれども、これをいかに充実させていくかという観点で、委員会でもぜひきちんとした調査をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 この2点につきまして、今後の参考とさせていただきたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開時刻は1時20分といたします。

〔午後12時02分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 社会厚生委員長・腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長　社会厚生委員会、閉会中の事務調査について報告をさせていただきます。期日は4月25日月曜日、出席状況については欠席1名、出席8名という状況でした。調査事項については、報告書のとおり3項目でございます。

1番の保育の現状について。事務調査の前に2つの保育園、改築された野の百合保育園、それから新築でこの春から開園されたたんぼぼ保育園、2つの保育園を現地調査させていただきました。いずれも公立とは違う特色ある保育で、今後に期待できるものがあるというように感じたところであります。

次に来年4月から市内大木六地区、現在の公立大木六保育園のあとを継ぐ、どろんこ会、どろんこ保育園理事長である安永氏、また常務理事高堀氏より参考人として出席いただき、保育園の内容について説明をいただくと同時に質疑を行いました。

内容については2ページに書かれてあるとおりであります。どろんこ会は関東地方をメインに約100の保育園を開園し、保育士約1,500人が在籍。株式会社ゴーエスト、社会福祉法人どろんこ会、株式会社日本福祉総合研究所がどろんこグループとして保育事業を行っております。全ての保育園の保育理念、保育方針、保育内容も同一であり、人間力を育てる、自分たちで考えて行動していく力をつけていくために、毎日の経験を一番大事にしている。

デイリープログラムとして——これは資料のほうに説明がございます。全ての保育園において、登園後に座禅と雑巾がけ、畑仕事、生き物の世話をし、日中は縦割りでも横割りでもない異年齢保育を基本としている。年齢という横割りのクラス分けは行わずに、5歳児が2歳児、3歳児も仲間に入れて遊ぶ。リーダーシップをとるというプロセスを大事にしているというような特色のある保育を行っております。

また、このどろんこ会では15年前から給食米を南魚沼市で自給自足しており、毎年1,000人以上の子どもが関東から訪れて、田植えや稲刈りも行っていると、そのような内容の説明がありました。

質疑及び答弁でございますけれども、デイリープログラム。座禅や雑巾がけなどを行う保育が当市でうまくいくのか。事故などが起きないか心配だがと。答えは、保護者には保育方針を含めて、保育園を選んでもらう必要がある。入園前の説明会は複数回行い、しっかりと当法人の方針を理解した上で入園してもらうのが前提だと思う。以下、質疑内容をごらんください。

また、保育士の離職状況はどうかという質問がございまして、これには昨年実績では年間を通して18%という答えであります。

米作りに当市を選んだ理由は、という質問に対しては、畑仕事のほかに田植えも経験させたいと思い、米作りが体験できる宿を関越自動車道沿いの群馬県や新潟県で探していた。雑誌に掲載されていたグリーン・ツーリズムをやっている宿を紹介してもらい、そこから交流が始まったということになります。

保育士の確保については、法人内から数名を転勤させるが、基本的にそれ以外は地元採用としたい。現在働いている保育士が当法人に就職してくれる——現在働いている保育士とい

うのは大木六保育園のことを指すものと思いますけれども——当法人に就職してくれるのを望んでいる。そのための環境についても用意したいと考えている。

次に保育の現状について、子育て支援課長から資料に基づき説明がありました。資料は 11 ページから 14 ページでございます。今年度から野の百合保育園とわかば保育園が保育所型認定こども園に移行し、たんぼぼ保育園が認可保育園として開園している。また、旧わかば保育園は小規模保育施設 C 型に移行し、未満児のみを対象とした定員 10 名の小規模わかば保育園となった。これについては資料をごらんください。

幼児教育の段階的無償化に向け、今年度からは年収約 360 万円未満相当の世帯について多子判定における年齢制限が撤廃されたほか、ひとり親世帯、障がい者世帯等について第 1 子は半額、第 2 子以降が無償となった。当市ではこれに伴うシステム改修が 7 月に完了予定のため、4 月から 6 月までの保育料は軽減前の額で徴収し、7 月以降に精算を行うということでございます。

また、八幡保育園の改築では、6 月中旬にダムズの仮園舎へ引っ越し、現園舎の取り壊しを 7 月に、建設工事を 8 月から 2 月に行う予定である。また、塩沢、中保育園については、ことし 7 月から 11 月にかけて基本設計と実施設計を行う予定である、というような説明につきまして質疑がございました。

たんぼぼ保育園の休日保育は在園児しか利用できなくなりましたが、在園児でなくても休日に保育園を利用できるようにするべきではないか。休日保育についてどう考えているのかという質問がございまして、答弁は認可保育園では、ほかの認可保育園に在籍している子どもを保育できないという制度的なものが、担当課では対応を検討してきた。ファミリーサポートセンターの料金を引き下げて利用しやすくすることも検討してきたが、総合的な判断により現段階で料金引き下げはできないという結論になった。担当課でも休日保育が求められている現状を認識しているので、現在の事業を含めてどう対応できるか検討している最中である。もう少し時間をいただきたい。ほかの質疑については、資料をごらんください。

2 番目の地域包括ケアシステムについて、調査の目的は地域包括ケアシステムを理解し、構築に向けた取り組みと現状を調査する、であります。介護保険課長より資料に基づき説明がありました。資料は 15 ページから 20 ページでございます。

国は団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年をめどに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を実現していくことを掲げている。地域特性に応じた在宅医療と介護の連携がその柱となり、平成 30 年度には全ての市町村で実施することとされている。そうした経過の中で、県では 3 か年、平成 25 年度から 27 年度の取り組みとして南魚沼地域、当市と湯沢町で南魚沼地域在宅医療連絡協議会を立ち上げ、住民向け啓発事業や地域の実態調査等を実施した。そして、県のこの事業が終了した今年度から、その機能を引き継ぐ南魚沼市地域包括ケア連絡協議会を設置し、ワーキングチームの立ち上げや普及・啓発事業に取り組む。その進捗状況に合わせ、行政内の連携調

整を行う地域包括ケア庁内検討会議——仮称でございます——の設置も検討しているということでもあります。

また、説明の中で住所地特例についてありまして、介護保険制度では住所地の市区町村が実施する介護保険の被保険者となることが原則であるが、住所地特例対象施設に入所・入居してその施設の所在地に住所を移した者については、例外として前住所地の市区町村が実施する介護保険の被保険者になる。これが住所地特例であります。施設整備を進めたことによって、施設所在地の市区町村に財政負担が集中することを防ぐ目的で設けられた制度であります。

地域包括ケアシステムの説明について、質疑と答弁がありました。地域包括ケアシステムの構築において、本市がまず取り組むべきことは何だと考えているのか。これに対して、医療との連携が第一だと考えており、市立病院群の医師と連携して骨格をつくっていききたいと考えている。課題を1つずつ整理し、解決しながら進んでいくしかないと考えている。

また、この南魚沼市地域包括ケア連絡協議会は年2回しか開催されない。認知症などの個々の課題に対してはどう取り組んでいくのか、という質問がありまして、認知症も含めてワーキングチームにおいて取り組むが、これからそのチームを立ち上げ、その取り組みを検討していくという答弁でございました。

いつまでに地域包括ケアシステムを構築し、機能させる考えなのか。これに対しては、今年度は課題の洗い出し、また検討だけになる。来年度に地域資源を含めてどう対応するのか精査していく段階になると思う。マンパワーがなければ、課題を解決して先に進めることはできない。マンパワーが確保できるという見通しも立たないので、めどについては現状では答弁ができないということでもあります。

次に3番目、在宅医療と訪問看護について。調査の目的は、市立病院群における在宅医療と訪問看護の現状、これの調査でございます。資料は21ページから24ページをごらんください。訪問看護ステーションでは、在宅で療養している患者のもとへ看護師やリハビリスタッフが訪問し、療養生活の手助けを行っている。かかりつけ医によって利用できる訪問看護ステーションが決まっているわけではなく、かかりつけ医の指示に基づき訪問看護を行う。その内容は、症状の観察や家族等への介護相談、身体の清潔保持への援助、床ずれの予防や手当、食事・排せつの援助、カテーテル等の管理、リハビリテーション、住宅改修の相談といった在宅で療養する方々のさまざまな悩みなどに幅広く対応するものである。

11月の南魚沼市民病院開院に伴い、訪問看護ステーションは、ゆきぐに大和病院から市民病院へ移動した。これまでは大和地域を中心にサービスを行ってきたが、市内全域を対象に進めている。市民病院事務部長からの説明でございます。

これに対して質疑がございました。在宅医療と在宅介護の今後をどう考えているのか。これに対して、大和町時代に行ってきた保健・医療・福祉の三位一体連携は、まさに地域包括ケアであり、決して新しいものではない。外来・入院・在宅は、治療の仕方からいけば医療である。国全体が在宅にシフトしているのは、入院を続ければ医療費がかかるためであり、

在宅は別に悪いことではない。しかし、考えるべきことは患者の家族が本当に面倒をみられるのかということであり、公的なサポートを拡大しなければ、具合が悪くなったり亡くなったりする場合もある。以下、ここに書いてある説明内容を参考にしてください。

以上で、社会厚生委員会、休会中の事務調査についての報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 保育の現状のQ&Aについて1点質問いたします。保育士の離職率が18%という数字の回答が出ています。その数字的についてこれが多いのか低いのかについて深く議論されたのか。

もう1点はその要因は何が問題なのか、それについてまた深く議論というか質問があったのか伺います。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 だろんこ会の常務理事よりの答えですけれども、さまざまな取り組みを法人内部において行っておりまして、離職率を下げているという、そういう取り組みがなされているようであります。細かい内容については、また議事録等を参考にさせていただければよろしいかと思っておりますけれども、年々その離職率が下がってきていると。去年については、産休・育休の職員70人ほどのうち、ほぼ全員が復職している。さまざまな理由で職を離れていくということがありまして、それに対するケア、対応を、これを法人内部でも離職率を下げるべく進めているという内容であります。

また、年間を通しては18%ぐらいの離職率であるという答弁でしたけれども、ことし3月時点では10%程度である。昨年が18%、今年度3月現在で10%程度であると、そういう意味では、年々離職率を下げているという効果があるという答弁でございました。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1点お聞きしたいのですが、社会福祉法人だろんこ会についてであります。これに米作りに当市を選んだ理由ということでもって載っていますが、だろんこ会の社会福祉法人は、各地域でいろいろな米や田んぼを買ったりしてつくっているのですが、今、全国でも県内でも集積を回しているわけで、そういったものに対してほとんど影響が出るのか出ないのか。そういった米作りに対しての質疑や何か質問があったのか、そこをお聞きいたします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 このだろんこ会については、今、23 番議員が質問で述べられたように、農業法人ということで市内で農業経営ですよね、それをやっている、始めたというお話を伺っておりますけれども、それについては当社会厚生委員会の調査事項には該当していないということで、これに関する質疑等あるいは法人からの説明はございませんでした。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 4 ページに制度の問題で、説明の中で幼児教育の段階的な無償化とって

文がつながるんですけれども、それ以外に現状の保育制度ということで、これ以外の説明があったのか。制度も結構、保育士の中であるので、説明があったのかということと、このQ&Aで下に求職活動中ということであるのですけれども、この部分の説明があったのか。それでこのまたQ&A以外にそういった質問、アンサーとかがあったのかどうかということをお聞きいたします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 説明の内容というのは、ここに記載されている内容でありましてこのほかにはございませんでした。

それからQ&Aの、私は今報告はしなかったんですけれども、ここに書かれているように求職活動中を理由とする保育の認定を受けている方々は、6月末が期限となるが状況はどうなっているのか。答弁としては4月以降、就労したからの認定変更の申請が行われる最中であり、90日経過後も継続して保育園を利用してできる人数は、まだ集計していないという状況でございました。5月末時点まで状況確認を行っているということなので、それについて出てきた状況を見ながら検討していけばいいのかなというふうに考えていますが、答弁になりますか。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 これ以外にQ&Aがそういった制度に対してあったのかなかったのかという部分と、ことしになって非常に保育という部分で、いろいろな制度——今回の一般質問でやろうと思っていますけれども——社会厚生委員会として昨年、この制度を立てる委員会があったらしいのですけれども、そういった部分でいろいろな国とのはざまになっていますので、今後いろいろそういった制度を調査していつていただきたいと思っております。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 議事録を確認しても、それ以外の項目についての質疑はございませんでした。

また、塩谷議員が言われるように、今後もしっかり調査していきたいと考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 6ページですが、中ほどに認知症初期集中支援チーム設置、これが平成30年度までに取組まなければならないと、こういうふうに書いてありました。これについての答弁も含めたのが下から3行目でしょうか、認知症も含めたワーキングチーム、この辺になるのかどうかということと、もう少しその踏み込んだ回答があったかどうか、これについてまずお伺いします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 認知症についてはここに書いてある質疑の内容だけでありまして、特に踏み込んだ質疑、答弁というものはございませんでした。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 認知症——私は実はもう5年前から、じい様、ばあ様の介護を家でやって

いるわけですが、今もいろいろしてご飯を食べさせてきました。認知症というのは、やっぱり長生きをするとどうしても避けて通れない。アメリカのCCRCの事業所で思いのほか入居者が長生きをしてきているものだから、そのために閉鎖せざるを得なかったと、そういう事例も聞いているようなわけですね。ましてや若年性の認知症が近年は不安の対象になっているわけでありまして、CCRCをこのまちで考えているといったような場合は、やはりその辺の早め、早めの体制づくり、検討づくりが大事だと私は思っています。これは要望をここで言っているかわからないけれども、これからその辺のことを委員会としてしっかりとやっていただきたいと思っていますが、見解を伺います。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 認知症については、平成30年度までに初期集中支援チームこうしたことに取り組むように、明確に義務づけられておりますので、ことし始めなければ間に合わないという状況であろうと、そういう答弁がきております。今年度については報告書に書かれているように、認知症初期集中支援チームの設置の検討ということになっておりますけれども、これについては今、17番議員が言われたように、当然、社会厚生委員会としても重視して、今後についてもしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どんご会についてちょっと特殊な施設だなということは説明に書いてありますが、私立でやるのかどうか。多分、私立だと思いますが、そして、市の保育方針とはどういう関係なのかというのがちょっと読み取れないのですが、どういったものなのかひとつお聞きします。

それと、ちょっと説明の中で、そういった保育の選択肢というような言い方だったと思うのですが、選択肢というものはそういった特徴のある保育と、市が公立あるいは委託でやられている保育というのが、通園区と申しますか学区で複数あって選択があるというふうに私は捉えるのですが、この通園区についてはどういった形なのかひとつお知らせしてください。結局、送迎とかそういう問題も関係すると思うのですが、その点をひとつお聞きします。

もう1点が、療養病床がらみですが在宅医療、在宅介護という問題がここに挙げられていますけれども、非常に医療体制が集約化されたとかそういう中で、在宅をこの病院サイド医師団と協力してという中では、かなり今のところネックがあるのかなというような感じがするんです。そういう点、現場の医師団とはどういうまだまだ在宅に出て行かれますよ、看護に出て行かれますよという状況なのか、ひとつその辺を確認しておきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 まず、どんご会、どんご保育園、大木六に開園されるどんご保育園については、民営化が前提になっていることですのでけれども、4月1日からいきなり保育内容を変えるということにはできないだろうと。まずは大木六保育園で行っている

保育を引き継ぐ形でスタート。そして、時間をかけて年度中に該当法人のデイリープログラムになるようにしたいと考えているというような答えがきております。

それから、2番目の保育園の通園区といいますか学校での学区ですけれども、それについては今、制限はないと思いますので、どの保育園を選んでもかまわないという、そういう前提でどろんこ会も取り組まれているということであろうと思います。

あと、3番目の在宅看護こうした問題ですけれども、いわゆる質疑の中にもありましたように、マンパワーの問題というのが非常に大きな問題としてあるという、そういうところです。看護師の数であるとか、医師の数であるとか、そうしたところがかなりネックになってくるのではないかなというように捉えております。質疑答弁を聞く限りですね。それについては、今後しっかり見守っていくしかないのではないかと。どういうシステム改革を行っていくのかというのを注視しながら、見ていくしかないのではないかとというように考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私立でとりあえず市の方針を引き継いでと、緩やかな形で特徴を出していくと、こういうことだと思うのです。

通園区に関して、そういった通園区が決められると、今度は送迎とかそういう問題が、どこを選んでも自由だといっても、その近くの送迎を市がやるのか私立がやるのかそれはわかりませんが、そこに行かざるを得ない人たちというのが出るわけですね、輸送体制等から絡めて。そうしたときに、保育方針とかそういう問題についてもうお任せなのだということで、行かざるを得ない人たちが出るのかなという感じがしたので、そういう点のところはどうなるのかということで心配がひとつあったのでお聞きしました。

ちなみに、ひとつ浦佐地域ですね。浦佐地域で公立の保育園を認定こども園にした段階で指定管理をしました。当時もやはり私立、要するに運営をお任せしたわけですね。そうしたところで、やっぱり特徴的な部分が出てくるわけです。そういったときに、やっぱり選択肢という話が当時あったのです。選択肢があるという言い方。だから今回もその選択肢、要するにそういった特徴的な保育ですよというあたりを、ひとつこれからそういった懸念があります。そして、浦佐地域ではこれからさらに今度、定員オーバーになっていますので、新たな施設拡充が必要になってくるわけです。そういった面に関して、これから委員会で選択肢ということの説明を受けている、「うむうむ」ということであるならば、そういった配慮がやはり必要になっていくのかなという感じがしましたので、さらに調査をお願いしたいということでもあります。

○議 長 委員会の質疑にしてください。

○岡村雅夫君 それで、次のマンパワーの問題ですけれども、在宅医療・看護・介護ですよ。そうした中でこういう委員会で調査されていると思うのですけれども、実際、専門家集団と言いながら市立病院等はなかなか人材等で不足をしているのではないかとということになると、ここでいう療養型病床という施設がなくなったことによって、非常に今の和和病院

なんかも大変な回転率になっているのですよ。ひと月入られた人が3週間というような形になっていますので、そういう点をやはり調査をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 まず、最初の質問ですけれども、通学バス通園方法ということを言われましたけれども、これについては全く質疑ございませんでしたし、今後、市がどういう対応をするのか。ご承知のように中之島地区には現在、舞子保育園と大木六保育園、公立の保育園が2園あります。公立で舞子は残っていくわけでありまして、通園についてどろんこ保育園がどういう対応をするのか、これについては全く決まっていない状況であろうと判断します。質疑もございませんでした。以上です。

それから、2つ目についてはどこまでできるかわかりませんが、非常に重要な課題であろうと思っていますし、社会厚生委員会はかなりこの点、マンパワーの問題については非常に重視しております。そういう質疑もございまして、しっかり調査していきたいと考えております。以上です。

○議 長 岡村議員にお願いいたしますが、委員会報告の質疑だけにさせていただきたいと思ひますし、簡潔にお願いいたします。ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 ここで総務部長より発言の願いが出ておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 議席のほうに正誤表を配付させていただいております。大変申しわけありません。説明とお詫びを申し上げるものであります。

所信表明の行政報告資料 56 ページの 3 住環境整備の表内の件数が違っておりました。それと裏面、第 13 号報告 しゃくなげ湖畔開発公社の平成 28 年度収支予算書の増減欄の差引額に誤りがありましたので、訂正をいただきますようお願いを申し上げます。

大変申しわけありませんでした。さらに気を引き締め、間違いのないように努めてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件の補正予算及び人事案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、そのほかの案件につきましては、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思ひますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件の補正予算及び人事案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思えます。

○議 長 日程第 6、平成 28 年請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

請願第 1 号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、第 8 号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 8 号報告 継続費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の平成 27 年度年割額に係る、歳出予算の経費の金額のうち、支出を終わらなかったものにつきまして、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、議案 3 ページの別紙、継続費繰越計算書を調製し、平成 28 年度へ通次繰越をいたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

3 ページをお願いいたします。平成 28 年度に通次繰越をした継続費は、3 事業であります。

最初に、3 款 1 項「魚沼荘改築事業」であります。平成 26 年度当初予算で 2 年間の継続費として計上し、平成 27 年度 6 月補正で年割額の変更と事業年を 1 年延長しております。

総額は 14 億 1,500 万円で、当初からの変更はありません。平成 27 年度の予算現額と前年度からの通次繰越額の計から、支出済額を引いた残額が、平成 28 年度への通次繰越額となっており、9,368 万 9,360 円であります。表右側の財源内訳欄の特定財源のその他は、湯沢町からの受託事業収入であります。なお、通次繰越額のうち 7,625 万円ほどは、平成 27 年度工事分の支払持ち越し分であります。

8 款 2 項「街路新設改良事業」、樋渡東西線 J R 委託事業は、平成 27 年度 6 月補正で、5 年間の継続費として計上し、平成 28 年の 3 月補正で、年割額を変更したものであります。これは除雪事業費に係る社会資本整備総合交付金に余りが生じたため、県からの要請により、平成 28 年度分の事業費を一部前倒しにしてつけかえを行ったもので、平成 28 年度への通次繰越額は、1 億 4,057 万 1,023 円であります。

10 款 3 項「統合中学校建築事業」は、平成 27 年度当初予算での計上で、通次繰越額は 6 億 1,118 万 2,000 円であります。これは進捗状況によっては中間払いができるように、年割額を計上したためであります。3 事業合計で、8 億 4,544 万 2,383 円の通次繰越額となっております。

以上、第 8 号報告 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 8、第 9 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 9 号報告 平成 27 年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。平成 27 年度の繰越明許費につきましては、平成 27 年度 12 月定例会での補正予算第 6 号、3 月定例会での補正予算第 8 号及び第 9 号で、ご決定いただいたものであります。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 28 年度に繰り越しをいたしましたので、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

議案 3 ページ、4 ページが繰越計算書で、5 ページ、6 ページは報告資料で、事業内容の説明であります。繰越予定で補正計上したもの、年度途中で補助対象や採択となったものや、国の補正予算により計上となった事業などです。

主な繰越事業といたしましては、2 款 総務費では、公会計導入に係る固定資産台帳整備業務委託料、国の補正予算に係るマイナンバーカード発行事務委任交付金、地方創生加速化交付金に係る移住・定住促進事業費。

3 款 民生費では、国の補正予算に係る臨時福祉給付金。国の支援制度拡充による、保育料に係るシステム改修費。

4 款 衛生費では、可燃ごみ処理施設のタービンの更新を含む修繕工事費。

6 款 農林水産業費は、12 月補正での新規採択の補助事業 3 件であります。

7 款 商工費は、異常少雪緊急経営支援融資に係る信用保証料補給金。新堀新田地内企業建設予定地の排水路布設工事費。グローバル IT パーク、大和庁舎改修などです。なお、企業立地促進事業費の財源内訳の未収入特定財源その他は、企業からの負担金であります。

8 款 土木費は、道路橋りょう関係の改良・修繕など、社会資本整備総合交付金等に係る事業で、同じく未収入特定財源その他は、地元受益者からの分担金であります。

10 款 教育費では、国の交付金による小・中学校の体育館、武道場の非構造部材の耐震事業費、そして統合中学校のグラウンド用地購入費などです。

事業件数で 21 件、繰越明許費とした総額 11 億 5,668 万円のうち、平成 28 年度に繰り越した額は、4 ページの表、最下段中ほどの翌年度繰越額の合計欄、11 億 557 万 3,000 円です。

以上、第 9 号報告 繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第9、第10号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第10号報告 平成27年度 繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。平成27年度下水道特別会計補正予算（第3号）で決定をいただきました、平成27年度繰越明許費につきまして総額8,000万円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。平成28年度の繰越額8,000万円中、補助事業分が7,800万円、市単独分が200万円ということで、記載のとおり財源内訳であります、国の補助金が3,900万円、市債が3,700万円、残りの400万円が一般財源ということになっております。

めくっていただきまして5ページをお開きいただきたいと思います。事業の内容でございますが、農業集落排水3地区であります。大和地区の三用地区であります、三用の北部それから三用の南部の処理区、それから六日町では大巻地区の大巻処理区、それから塩沢では中之島地区の大木六、舞子、大里の3処理区であります。公共下水道に編入するための実施設計委託——件数で5件であります——を翌年度に繰り越すものでございます。この実施設計委託の5件につきましては、納品は11月を予定しているところであります。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第10、第11号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第11号報告 病院事業会計予算の予算繰越報告についてご説明を申し上げます。

平成27年度病院事業会計予算、大和病院事業費用の収益的支出の医業費用の一部につきまして、平成27年度内の完了が見込めないことから、地方公営企業法第26条第2項の規定に

より、平成 28 年度に 7,569 万 2,000 円を繰り越しましたので、同条第 3 項の規定により報告をするものでございます。

3 ページ、別紙をごらんいただきたいと思ひます。事業名の建物等解体除却でございますが、これは南魚沼基幹病院の駐車場用地に資するため、旧八色園の施設等を解体するものであります。繰越額は 6,500 万円で、厨房の移設に想定以上の日数を要しまして解体に着手できなかつたことから、翌年度に繰り越すものでございます。また、清算見込みにより 1,012 万 1,200 円を不用額としております。

次に施設設備等修繕でございますが、繰越額は 1,069 万 2,000 円を翌年度に繰り越すものでございます。また、清算見込みにより 1,466 万 3,948 円を不用額としております。本事業は長期建設等解体除却工事により発生する既存建物の接合部を修復するものでありまして、解体除却工事の遅れに伴い、着工までに日数を要したことから翌年度に繰り越すものでございます。総額 7,569 万 2,000 円の財源内訳につきましては、記載のとおりとなっておりますのでごらんいただきたいと思ひます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 以上で予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 11、第 12 号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 12 号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定により、市が出資している法人であります「南魚沼地域土地開発公社」に対し、政令で定める経営状況を説明する書類として「平成 27 事業年度決算書」及び「平成 28 事業年度予算書」を作成し、議会にご報告申し上げるものであります。

最初に、平成 27 事業年度決算書の 1 ページをごらんください。事業報告書であります。

1、事業の概要では、平成 27 事業年度におきましては、天王町公共用地 2,820.89 平方メートルを魚沼基幹病院用地として、6,984 万 8,964 円で、南魚沼市に売却処分をいたしました。これにより、平成 27 事業年度末の保有土地の状況は、長森野外総合運動広場用地、1 カ所となり、面積で 9 万 1,865.38 平方メートル、帳簿価格は前事業年度末から 6,877 万円ほど減の 4 億 5,183 万 3,806 円であります。2 の業務報告では、今ほどの処分用地についての記載であります。3 の行政官庁許認可事項は、該当がありませんでした。4 の理事会の開催状

況と、次の2ページの、5役員に関する事項は、記載のとおりであります。

次に、3ページ、決算報告書であります。1の収益的収入及び支出の、(1)収入であります。1款事業収益では、事業概要で説明いたしました天王町公共用地の公有地取得事業収益で、決算額6,984万8,964円。2款事業外収益では、受取利息と長森総合運動広場用地の土地貸付料と電柱占用料の雑収益で、決算額246万502円で、決算額収入合計7,230万9,466円であります。

めくっていただきまして4ページは、(2)支出であります。同じく決算額であります。1款事業原価の公有地取得事業原価は、天王町公共用地の売却原価で、6,984万8,964円。2款販売費及び一般管理費は、理事会・審議委員会の開催経費と、法人税のほか振込手数料などで、14万6,332円。3款事業外費用は、短期借入金支払利息の事務費に係る部分で96円で、決算額合計6,999万5,392円であります。

以上、収益的収入及び支出の、決算額合計の収支差額、231万4,074円が、当事業年度の経常利益であります。

次に5ページの2、資本的収入及び支出の(1)収入では、公社債及び借入金として、4億2,000万円の短期借入を計上しておりましたが、天王町公共用地の売却により、7,000万円を繰り上げ償還し、3億5,000万円の決算額となったものであります。

(2)の支出では、公有地取得事業費は、この事業年度で発生しました借入金に対する支払利息及び管理費で、107万6,927円の決算額であります。借入金償還金は、歳入での決算同様、3億5,000万円の決算額で、支出の決算額合計が、3億5,107万6,927円となり、収入の不足額107万6,927円につきましては、表の欄外、米印に記載のとおり、損益勘定留保資金で補填したものであります。

6ページ、損益計算書をお願いいたします。先ほどの決算報告書の収益的収入と支出の各項目が、収益、原価、管理費、収益、費用、利益に係る損益計算書として反映されております。当期純利益として231万4,074円の決算であります。

下段の表は、準備金計算書であります。平成26事業年度の繰越準備金が1億4,291万6,960円で、平成27事業年度の純利益231万4,074円を加えた、1億4,523万1,034円が、平成28事業年度への繰越準備金となるものであります。

7ページは、貸借対照表であります。年度末の資産と負債の状況を示すものであります。資産の部は、公社の持っている財産で、1の流動資産は、現金預金・定期預金の未収入利息と所有土地の簿価で、4億6,596万6,341円、2の固定資産が定期預金3,500万円で、その下、二重下線の資産合計で、前期末から6,719万695円減の、5億96万6,341円であります。

負債の部では、短期借入金と未払い利息の、1の流動負債のみで、二重下線の負債合計で、3億5,073万5,307円であります。

3項目目、資本の部では、1の基本金は、当市及び湯沢町の出資金500万円であります。2の準備金は、6ページ下段の表、準備金計算書の繰越準備金合計で、資本合計では、下から2行目の、1億5,023万1,034円であります。

最終行の、負債資本合計では、5億96万6,341円となり、最初の資産合計とのバランスシートを構成するものであります。

次に8ページをお願いいたします。財産目録として、先ほどの貸借対照表の資産及び負債をそれぞれ記載したものであります。ページ最下段、差引正味財産は、資本合計の額と同額であります。9ページからは、附属明細表であります。9ページは、(ア)と(イ)は、収益、原価の明細表で同額であります。10ページ(ウ)公有地明細表は、期首残高、当年度増・減分、期末残高と、経過を表したものであります。11ページは、短期借入金明細表及び基本金、資本金の明細表で、次の12ページは、お金の流れを示すキャッシュ・フロー計算書であります。13ページは、平成27事業年度決算監査の意見書の写しであります。以上が、平成27事業年度決算状況であります。

次に、平成28事業年度予算であります。予算書1ページをお願いいたします。平成28事業年度の事業計画であります。公有地取得事業等面積及び金額は芽出しのみで、事業の予定はありません。

2ページ、3ページが、平成28事業年度予算であります。最初に4ページ、5ページの予算実施計画書で説明をさせていただきます。

4ページ、1収益的収入及び支出の収入では、1款の事業収益は、予定はありませんが、芽出しとしての計上であります。2款の事業外収益では、受取利息のほか、雑収益としまして、長森総合野外運動広場用地の土地貸付料と電柱占用料で、244万2,000円の計上であります。収入合計は245万6,000円で、前年度比較では、公有用地売却収益分がほぼ減額であります。

次の表、支出では、1款の事業原価は、事業収益と同様の芽出し分であります。2款の販売費及び一般管理費では、理事会及び審議委員会の開催経費のほか、消耗品費、振込手数料、用地測量費や、法人市民税など、72万3,000円の計上であります。3款事業外費用で支払利息を1,000円、4款の予備費で、前年度同額の10万円を計上し、支出合計は、前年度比較6,994万減の82万5,000円であります。

5ページ、2の資本的収入及び支出では、全て南魚沼市事務所分ではありますが、収入の1款資本的収入は、短期借入金、前年度比7,000万円減の3億5,000万円の計上であります。

次の表、支出では、1款1項の公有用地取得事業費は、保有土地の支払利息が主ですが、工事費、諸経費ともに、140万円の計上であります。

2項公社債償還金及び借入金償還金では、収入で計上いたしました借入金の償還金3億5,000万円を、3項予備費には前年度同額10万円を計上し、支出合計は、3億5,150万円あります。

6ページ資金計画で、受入と支払に分けて、実際の資金の流れを予測したものであります。予算書の編成は決算確定前でありますので、前年度繰越準備金は見込額としての計上であります。

2ページに戻っていただきまして、これまで説明した内容により第2条で業務の予定量と

金額、第3条で収益的収入及び支出、次のページ、3ページ、第4条で資本的収入及び支出、第5条で短期借入金の限度額をそれぞれ予算として定めるものであります。

以上、提出書類の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 土地開発公社保有土地については、長森総合野外運動公園広場用地のみであるという説明があったわけですが、ここについては八海醸造にお貸ししているのではないかなというように思いますが、それのところをちょっともう少し詳しくお聞かせください。

○議 長 副市長。

○副市長 八海山につきましては、今おっしゃるとおり八海山に借りてもらっています。実は売買をしたくて、もう3年ぐらい前でしょうか、こ一年かけてやりましたが、なかなか今その土地を買っていただくとするお金の部分で、評価の問題がありました。私どもは宅地として見込地ということで買っていただきたいと。向こう様のほうは山林に近いというようなことで、大変大きな差がありましてかなり議論をしましたが、売買までには至りませんでした。

最終的に市長と南雲社長さんのほうでお話をされまして、当面、賃貸でいこうということになりました。確か坪100円くらいだったか、総額で240万円をいただいて、簿価は上がらないというふうにしておいて、10年間後までに買っていただくということが前提ですので、問題は私どものほうと向こうのほうの単価の折り合いがつけば売買はできますが、なかなか私どもは高く売りたいわけですし、向こうは安く買いたいわけでありますので、しばらくの間、もう少し調整をしていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 はい、了解しました。10年、早期に買っていただくということが必要ではないかなというふうに考えております。

それとあわせてお聞きしたいのですが、南魚沼土地開発公社、これというのは本当に今後も南魚沼市、地域については必要な組織になるのでしょうか。直接、市が必要であれば買うとかそういった方法も考えられるかと思うのですが、そこら辺のところを今後の土地開発公社の取り扱いについてひとつ伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 この問題は一時私もこの長森の決着がつけば、必要ないのではないかとこの考えもちょっとありました。ただしかし、今般ちょっと発生をいたしましたけれども、発生というか案件が出たわけで、新堀新田のコマツ製作所さんに土地の売払いの部分で、あれは民間からいったいわゆる私分でやったのですが、もろもろの中ではそういう部分を市が先行取得をしておくということも必要ではないかというようなことが1つ。それから、今後、CCRCが、あるいはグローバルITパークが、どういう規模でどういう方向に進む

か。このときに、予算の中でなかなか予測できないスピードもあるわけでありまして、そういう際に開発公社で一時的にはその土地を確保するとか、いろいろなことが生じてくるだろうという思いで、今、解散ということには至らない。今しばらくこれを存続させていきたいというふうに思っております。

〔終わります〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、残が、長森運動公園ということになっているのですが、市長、私は土地開発公社のかかりをしていたときに話をした中で、私の任期中というかには一般財産化したいということを言われていたと思うのです。今ほどの土地開発公社の存続という問題とは別に、そういった考え方というのはどういうふうに変わっていくのか、ひとつお聞きしたいのですが。借入利息の問題等を絡めて私がそういったお話をした経過があるかと思うのですが、それがなければ、とりあえずは取得する目的はないという状況だかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 私が就任した際は、この部分が約20億円あったわけでありまして、当然ですけれども、でき得れば任期中にこれをきれいに清算できればと思って取り組んでまいりました。しかし、先ほど副市長からお話がありましたように、4億数千万円という簿価の中で、それが5分の1だ、10分の1だということであらして納得が皆さん方からいただけるのかという部分もありまして、このことについてはもうしばらく八海醸造さんと——もう今、現に開発的なことも始まっておりますので、それらもあわせて検討させていただきたいということです。まだ6か月ありますから別にこの任期のうちにできないとは言っていないけれども、非常に厳しいだろうと。この貸し付けの240万円は、これは利息に若干上乘せが入っていますので、この部分でいけば簿価は全然増えていきませんし、毎年、少しずつ下がっているという状況です。その辺も含めていつが適当な時期、あるいは金額になるのか、この判断も含めてもうしばらく時間を置かせていただきたいと思います。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 賃貸料が利息を上回っているからいいじゃないかということですが、私はそうではなくて、一般財源としてしまえば賃貸料は収入ですよ、収益ですよ。借り入れをやめたほうがいいんじゃないかという発想が当時あって、お話をした経過があるのですが。そうすれば、要するに240万円なら240万円を有効に使いながら、あるいはその簿価がそれを下がっていくという考え方にも、考えれば考えられるということでもありますので、私は今は動かないものを利息だけ払っておくのはいかがなものかと、こういう話からその話をした経過があると思うのです。私は売り払うという問題はちょっと置いておいて、一般財産としてやって、一般財源として利用するという考え方のほうが、ベターなのではないかという考え方なんです、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 それも一つの方法であります、しかし、議会の皆様方は、我々のほうでこれを何の当てもなく売却の当てもなく、あるいは利用する当てもなく市有地にするということについては、確か相当の異論も出ると思います。しかも、3億数千万円、約4億円近いお金ですので、これは今ここで、まずは市の財産にしてしまうという考え方をとるには、私はまだ至らないというふうに思っております。ある程度やはりめどが立たないと。今、野世ヶ原がめどが立っておりません。おりませんが、これはなかなか先がもう見えませんので、利息の部分、そして借りてくれるところもないわけですね。今の長森の部分は、八海醸造さんと一応、話し合いのテーブルにはついておりますので、それらのめどがある程度ついた時点で、まずは市で一括買い取って八海醸造さんに売ようになるのか、あるいは開発公社からそのまま売って、損金分を市が開発公社に負担をするようになるのか。これらも含めてやっていかないと、ちょっと不透明になるかなという気がしております、まだまだ、もう少しこの状態を続けさせていただきたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 同じですけれども、長森の固定資産税の評価額とか、あと固定資産税の額なんて聞くのはいいのか悪いのかはちょっとわからないのですけれども、例えば240万円、今、賃貸料で借りている。例えば固定資産税が、じゃあ幾らになるのか。山林で市の帳面上、山林になっていけば、それはそれで安いと思っておりますけれども、宅地だったら幾らになるのか。そういう点をちょっと教えていただいて、もし、宅地並み課税というか、宅地での固定資産税の評価をしているのであれば早く売って、逆に向こうの人もいいし、うちのほうだって考えようによってはよくなると思うのです。そういう説明がないとちょっとわからない点があるので、もし答えられれば答えていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ご承知のように、この固定資産税の課税は現況主義でありますから、例えば現地でそれが評価が、地目が例えば山林であったとか、あるいは畑であったとしても、そこに建物が建てば、もう完全にこれは宅地化あるいは準宅でやれるのですね。しかし、あそこは今、利用形態のこの計画では、相当が公園といえますか、花を植えて公園化をしたいとかという部分もあります。そして、建物を建てたいという計画もあるわけです。

ですので、一概に固定資産税はこれでこうだ、幾らだということは、ちょっと今、算定はできない。ただ、じゃあ山林的な——山林のあれは我々のほうの評価ではないわけですが、その利用形態、現況によって我々は課税していくということを取りますので、その辺が今の時点では——今の時点は貸しているわけですから、建物だけ建てば、そこはその建物についての固定資産、あるいは減価償却分については課税できるわけですが、土地についてはまだ我々というか公社の土地ですので、それは税金の判断にはならない。

いろいろな方法がありますけれども、一番いいことは早く売れて、きちんとした課税ができるということがいいと思っておりますが、今、税務課のほうでとてもそれを、じゃあ、こうなった場合は、ああなった場合はという計算は特にしておりませんので、ここではお答え

ができかねます。

○議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 答えができるか。そうなった場合の評価ができるかできないかというのは置いておいて、評価を一回してみるべきじゃないですかと思うのです。多分、すぐ評価なんてできると思うし、要は今の、現状で幾らになるのかという話ですよ。だから、そういう点をして、じゃあ、貸したら普通に売って固定資産税が幾ら入ってくるのとか、もし金額がいっぱい入ってくるようだったら、それはそれで早く売って 240 万円よりもいっぱい入ってくるんだったら、早く売って早く考えようによっては回収できるじゃないですか、とっているわけです。そこを言っているの、ちょっと市長の——私の質問が悪かったのか、そこをちょっと考えていただければ。

○議 長 市長。

○市 長 それは相手方のほうで、金額的な部分を含めて、よし、じゃあこの辺でいこうということがある程度見通せれば、それはやってもいいと思うのですけれど、今は全くそういう見通しが立っていませんので、それをじゃあ、あそこが例えばこうなった場合は幾らだとか——今、副市長に確認をしたら、公有地ですから評価していませんので、近傍類似と。近傍類似といわれて近傍は山、こちらは八海醸造さんに売った土地、こっち下側のほうは田んぼ、いろいろで、じゃあどこが近傍類似だと言われると、見方によってはいろいろ違ってきますので、ちょっとその計算が非常に難しい。

議会の皆さんに実はこうなりますよ、何ていう報告ができる状況ではありませんので、それをご理解いただきたいというところであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 12、第 13 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 13 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明を申し上げます。大変申しわけございませんが、冒頭資料の訂正をお願いいたします。先ほど総務部長からも説明がございましたが、あらかじめお配りしてあります所信表明資料正誤表の裏でございます。訂正していただく資料は、お配りした資料の 3 冊目、平成 28 年度事業計画及び収支予算書の 6 ページでございます。この 6 ページ、収支予算の表中、最下段から 7 行上でございます。「3 法人会計収入」の左から 4 列目の増減欄でございますが、57 をマイナス 943 に。同じ表の最下段の「経常収益計」の同じく増減欄 9 をマイナス 991 に。隣の 7 ページでございますが、表の最下段より 1 つ上の行

でございます経常収益計の増減欄 991 をマイナス 991 にそれぞれ訂正をお願いいたします。
大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。この報告につきましても第 12 号報告と同様に地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、平成 27 年度一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をごらんください。

1 ページ目、第 1 は事業概要でございます。平成 23 年新潟・福島豪雨災害の影響により通行止めになっておりました市道が、6 月から通行可能になりました。しゃくなげ湖オートキャンプ場、十字峡登山センター売店などの営業再開を目指しましたが、水源施設が破損しておりまして、作業いたしました水源確保ができないため営業再開に至らず、来場者の減少が続き収益に影響を受けました。

第 2 の各事業報告でございます。1 の公益目的支出事業は、平成 25 年 4 月の一般財団法人への移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可いたしました「公益目的支出計画」に基づき計画的に執行するものでございます。ダム周辺の美化活動や地域の活性化を図るためのイベントを行いました。具体的な内容につきましては、1 ページの最下段に一覧表、それから 2 ページにはそれぞれ記載がございます。

2 ページの③三国川ダム景観事業につきましては、ダムを訪れる人々に楽しんでもらうため、プランターの花植えですとか設置、ダム堤体に芝桜の移植などを行い、ダム周辺の美化活動を行っております。

また、④しゃくなげ湖まつりにつきましては、森と湖に親しむ旬間、7 月 21 日から 7 月 31 日の間でございますが、これに合わせて 7 月 26 日に実施いたしまして、1,180 人の来場がありました。

⑤南魚沼サイクルフェスタ 2015 では、9 月 19 日、20 日に、JBCF 東日本ロードレースが開催され、合わせて 1,200 人が、10 月 4 日には南魚沼グルメライドが開催され 700 人が参加しております。

3 ページに移りまして、Ⅱ収益事業の 1、食堂・売店事業でございますが、昨年に引き続き観光センターの営業は、経費節減のため閑散期は週 4 日の営業としております。十字峡登山センター売店につきましては、飲料水が確保できないため営業を休止しております。

次の 2、指定管理業務といたしましては、3 ページから 4 ページに記載がございますが、しゃくなげ観光センター、十字峡登山センター、わらびの多目的運動公園の各施設管理を行っております。施設の老朽化に伴う計画的な修理などが課題となっております。

なお、登山センターにつきましては、登山客のために、2 階の宿泊場所とトイレは使用できるようにしております。

4 ページ下段の 3、キャンプ場事業につきましては、事業概要でも申し上げましたが、ダムの中ほどにある「しゃくなげ湖オートキャンプ場」は、災害による通行止めは解除されましたが、飲料水の確保ができないため営業再開ができませんでした。観光センターの下にございます「わらびのオートキャンプ場」は、利用客も多くなってきておりますが、昨年は雨

の影響でお盆過ぎにはキャンセルも出ております。

また、グラウンド利用者は、平成26年の半数以下となりました。これは、新たにできました周辺の他の施設へ利用者が移行したためではないかと考えてございます。

5ページの中段、4、受託事業につきましては、市の委託によりサル被害防止パトロールを2名体制で実施しております。

続きまして、決算報告書の2ページをごらんください。正味財産増減計算書でございます。

1の(1)経常収益の合計でございます。これが線で囲まれた数字の3段目でございますが、経常収益の合計は1,763万円となっており、前年比102.7%で46万円ほどの増額となりました。事業収益のうち、食堂・売店、キャンプ場の収益は微減となりましたが、サル被害防止パトロールの受託事業収益が60万円の増となっております。

中ほどの(2)経常費用でございますが、一般財団法人へ移行した平成25年度から食堂・売店、キャンプ場、指定管理事業などの事業費と法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や賃金などはそれぞれの事業従事割合により案分して経理されております。

3ページの表の中ほど経常費用計、線で囲まれた2段目の数字でございますが、1,924万円となっており、前年比102.5%で47万円ほどの増額となりました。しゃくなげ湖オートキャンプ場の営業再開に向けた準備作業のため、6月から7月にかけて臨時職員2名を雇用したことによる賃金の増が39万円、浄化槽点検のため業務委託料の増10万円などが要因でございます。

この結果、当期一般正味財産減少額は、168万円となり、昨年とほぼ同額の減少となりました。結果、3ページの表、下から6行目でございますが、当期末の一般正味財産合計額は4,686万円となりました。今後も経費の削減を進めながら収入の確保に向けた検討を行うこととしております。

続きまして、平成28年度の事業計画書及び収支予算書の1ページをごらんください。平成28年度は、より優れたサービスの提供と安全安心な管理運営、営業を休止している施設の再開などを目指し、経営基盤の強化を図ることなどを基本方針にしております。

1ページ中ほどから3ページ上段までは公益目的支出事業でございます。1の観光啓発事業といたしましては、活力ある地域づくり、地域観光の振興と発展のため、三国川ダム景観形成事業としての花植え活動や、しゃくなげ湖まつり、フリスビードッグ選手権大会、サイクルフェスタ2016などのイベントも継続して行うこととしております。

3ページをごらんください。2の収益的事業では、1、食堂売店事業につきましては、経費の削減に努めながら、メニューの改善などを引き続き図ってまいります。

また、平成27年度にダム管理所で制作いたしました、「美女旅と三国川ダム」との連携で、ダムカレーを食べたお客様へのポスタープレゼントを実施いたします。

めくっていただきまして4ページ、2の指定管理事業では、市民等の健康と保養の増進、地域観光の振興と発展などのために、それぞれの施設の管理運営を適正に行うこととしております。

中ほどより下の3. キャンプ場運営事業では、しゃくなげ湖オートキャンプ場の営業再開に向けての作業と、経費削減の取り組みを行ってまいります。平成27年度に利用者が減ったグラウンドにつきましては、使用料を下げ収益増を図る予定でございます。

5 ページ、まん中へん中段でございますが、受託事業「鳥獣被害パトロール事業」につきましては、市内の巡視パトロール、群れの行動調査や追い払いを実施する予定です。

めくっていただきまして資料の6 ページ、7 ページでございます。平成28年度予算につきましては、収入支出各1,839万円の予算で昨年比99万円の減となっております。これは事業収入、支出とも短期借入金を見込まない分の減額が主な要因となっております。

以上で第13号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず決算の2ページの部分についてでありますけれども、収入の中で見ますと、指定管理で330万円、それからサルパトロール、受託収益338万円、それから補助金が463万円ということで、この3つを合わせて1,132万円が収入。そして支出の中で、事業費の中の人件費が大体940万円、それから管理費の中のこれも人件費121万円と、両方で1,062万円ぐらいになるという部分でありました。サルパトロールを受けていただいたときにもお聞きしましたけれども、このサルパトロール以外の事業、それ以外の事業にもこのパトロール員2人の方が従事しているのではないかと。もし、従事しているとなればそれは名目を変えて、この公社のほうの人件費補助ではないかという部分であったわけです。平成27年度にそういうことがあったのかどうかをお聞きをしたい。

もう1点は、平成28年度、この6ページにありますけれども、鳥獣被害パトロール338万円。平成27年度と全く同金額であります。今、部長が説明なさったように、サル被害があった場合その被害調査に行くと。それから、サルの行動調査ですね。一昨日でありますけれども、ニュースに出たと思いますが、要するにアンテナを持って、サルの群れが移動しているということを調査している。そして、その情報をスマートフォンに流して、サルが来ますよとそういう警報を流すということをやりました。こういうことをこの平成28年度は、このサル被害パトロール隊にお願いをするのか。お願いをするのであれば、この金額338万円というのが、私は妥当なのかというのがあります。この2点についてお伺いしたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目のサルパトロール。平成27年度決算、サルパトロール従事の方の業務内容ということでございますが、お2人従事していただいておりますけれども、サルパトロール以外には従事していないと考えております。月によって違いますけれども、月21日から26日程度でしょうか、パトロールに従事をしていただきまして、毎月、毎月、日報も出させていただいております。契約に基づいてパトロールをやっているわけですから、日常的なこちらの公社の業務に従事していないと考えてございます。

それから、平成28年度の取り組みでございます。おっしゃるように今、6群ほどテレメト

リーのついでにサル群れがございまして。市内では、変動もございまして、おおよそ11群ほど多分いると思っております。そのうちの6群に発信器をつけてテレメトリーで調査をして、その移動を表といたしますか図にしまして、毎年暮れに検討会を行っております。非常に貴重なデータで、サルがどのように移動しているかというようなデータが得られますので、貴重な資料となっております。

また、おっしゃいましたメール配信についても、平成27年はもう取り組んでおりますので、引き続きこの費用の中でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 決算についてですけれども、日報等が出ているということです。それを疑うわけではないですよ、ですけれども、実際どうなのかということを見てみると、このサルパトロールの部分の338万円がなければ、事業費の中の人件費940万円のここからそっくりそのまま引けば、人件費が相当下がるわけでありまして、その中でというわけですから。そうすると、それだけの金額で果たしてこの事業がやれるのかという、それだけの人件費で本当にこの事業がやれるのかというところで、ちょっと疑問が出てきたわけです。疑うわけではないですけれども、そういう形であるとすれば、そうであるというふうに思っています。

しかしながら、平成28年度——要するに追っかけ隊といっても、たった2人でこの広い南魚沼の山の中を追っかけ回す、無理だと思います。しかも、川の向こうとこっちというわけでありまして。データも見ましたけれども、結局はこういう移動をしてきたということが後からわかるわけであって、例えば今サルがこちらのほうへ向かっているという情報については、そういうことですね。なかなかすぐに出られないというのが現状なのです。そこを変えていかなければ、私はサルパトロール隊を導入した意味がないと思っておりますけれどもいかがですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 おっしゃる点は確かにあると思います。市内の広い面積を2人でくまなく常に巡回できるかといいますと、やはりマンパワーの制約がありますので、常に全域を回るといことはなかなか難しいと考えております。

また、これを例えばお2人を4人にする、あるいは各地域に1人ずつにするというような検討につきましては、予算の関係もございまして。これは鳥獣被害防止の協議会のほうの取り組みとなっておりますので、どの程度まで拡大できるのか、できないのかを含めて、検討させていただければと思っております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 関連ですけれども、すぐに聞こうと思ったのですが、そのサルの受託の、鉄砲の免許は持っているのですか。正直、私なんて、こういうので委託しているのであれば、なおさら鉄砲の免許でも——今鉄砲を打つ人がいないというふうに言っているわけですよ——いい機会だから取ってもらって、それでまた常にぐるぐる回していくのも一つじゃない

のかというふうに思うのですが。ただ、追っかけて、うん何ていうのもちょっと私はどうなのかと思いますし、事業が違う、事業が違うなんていうことじゃなくて、鳥獣被害なわけですから、サル。いろいろ相談を受けるわけですよ。そういう点あるんだったら私は、この免許を持っているのか持っていないのか、それとも取らせる気があるのかないのか。この免許の申し込みはことしなんて終わったのか、どうなのだろう。ちょっと私はわからないんですけども、そこをちょっと聞きたいです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ほどの免許の関係ですが、持っていらっしゃらないと考えています。ただ、このパトロールの方々がサルがいたから、例えば銃を持っていきながらパトロールをして、サルがいたら撃つというような取り組みはできないと思いますので、その駆除の取り組みとパトロールの取り組みについては、分けてお考えいただければと思っています。

狩猟免許につきましては、本人の意向、それからもう一つ、このパトロールの方々が免許を持っていて、それが効果があるのかどうかというところを、もう一度検討もしてみなければなりませんと思いますので、今後の課題とさせていただければと思います。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 鉄砲を車の中に入れて、撃ちに行くというのは、部長の言われるそういう点もわかるのですが、今、鉄砲撃ちがない、いないとか言っている中で、せっかくこういう制度をやっているんだったら、私は市の意向というか、もう暗黙の意向というか、こういうのも利用しつつ増やしていくのも一つでしょうと言っているのです、そのところをくんでいただければと思うので。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 おっしゃるように、市としては環境交通課、それから猟友会、農林課ですね、協力をしまして、狩猟免許の取得の広報活動といいますか、啓発活動もやっていますので、今後も進めていきたいと思っています。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、23年豪雨からあのダム周辺は通行止めになっていまして、ようやく昨年6月に市道が解除になった。そこが解除になったということですが、残念ながら、今度はキャンプ場の水施設の不具合があって、キャンプ場が使用できなかったということです。ことしの平成28年度の予算を見ますと、これを基本方針にして、そこをじゃあ水が使えるように作業をして、収益を上げようというような意気込みが感じられる。けれども、去年できなかったところを、予算的に見てもそれほど平成27年度と大差はない予算になっているのですがその程度のこと、きちんと今度、待ちに待った利用ができるのかというところを、ちょっと確認をしたいと思うのですが。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ほどの飲料水の問題でございますが、まず、既存の沢の水が枯れて、

なかなか水がこないという現状がございます。今年度につきましては、再度また現地調査を重ねて、ほかからの水源がないのかという調査を行うことを考えております。

もう1点は、遠くから水を引いて抜本的な解決を図るという方策も技術的には可能かと考えておりますが、非常に多額の経費がかかります。費用対効果とって表現していいものかどうか、ちょっと微妙な点もございますが、オートキャンプ場を再開させる飲料水のために、例えば1,000万円とかというような費用が実際かけられるのかどうか。実際、積算してみないとわかりませんが、そういう問題もあると思っています。まずは既存の水源の中で使えるものがないかというような調査を徹底的に行いたいと考えております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 1点ほど伺います。この事業報告書、また平成28年度の事業計画等の中、今年度、前年度にかかわらずちょっと見えないのが、あそこの運動公園のグラウンド、そこには管理棟があります。そしてその管理棟の中の一部を使用して、紙すき、和紙のすきをやっていたんですね。今、その機械、それと利用がどのようになっているかひとつお聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 和紙すきの関係につきましては、今、現状ですと、ほとんど利用がないというふうに聞いております。施設はもちろんございますし、維持管理もしていらっしゃいます。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 確かにおっしゃるとおり利用はないと、私は見ております。しかしながら、あそこで体験ということで始めたわけですが、和紙そういったものの体験は、本当に人があそこに来て体験して帰るのかと。いっそのこと伝世館あたりでどうですかとか、牧之記念館あたりでどうですかと、やはりそれなりにマッチングしている建物であったりすること。また、常にしゃくなげ湖に対する観光客の入り込み状況、当時は30万人近くの28万人か29万人ぐらい。しかし、あそこに入るのは、やはりみんな通過の人口なのですね。なものですから、私はその和紙の機械に対しては、場所を変えることによってかなり利用者も、また、体験できる方がいて、生きてくるんじゃないかというふうに考えておりますが、これも場合によるとかなりもう償却しているかもしれないです。あそこに入っておるんです。その辺をひとつ確認した上で、いい利用があれば当然のことながら考えていただきたいというふうに思いますが、その点をいま一度お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かに設備の有効利用ということであれば、非常にいい案ではないかと思えます。ただ、あの機械は資産になるわけですが、今はこのしゃくなげ湖畔開発公社さんの資産でございます。それをほかの施設で使うことが可能なかどうか。あるいはしゃくなげ湖畔のこの会社の方々がどのようにお考えになるのか。そういうことも含めて検討していないと、実現は難しいのではないかとこのように考えています。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 これは部長のおっしゃるとおりです。しかし、ある宝をそのままにしておいて、なくしてしまうということになると、今、答弁にあったように、使い方そういったものを早急にお互い同士で話し合っ、できるものであれば譲渡してもいいじゃないですか、使用貸借でもいいじゃないですかと、そちらが先だと思えますよ。だいぶ朽ちてはいると思うのです。私はことしの春、あそこにあるということで見に行ってきたのです。それで、中には使いたいという人もいます。利用になることであれば使いたいという、そういったのもあるのです。早急にひとつその辺は調べてみて、使えるものだったらそういうふうに移動しても、やっぱりこれは宝の持ち腐れで終わってしまうということのないようにやっていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、関係の方々と協議をしたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開は3時20分をお願いいたします。

〔午後3時03分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時20分〕

○議 長 予算及び人事案件以外の付議事件につきましては、5月27日の議会運営委員会において、委員会付託とすることで決定しております。運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の方に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第13、第69号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第69号議案についてご説明申し上げます。本議案につきましては、「南魚沼市職員定数条例」に定められております、消防事務部局の職員の定数枠を拡大させていただきたく、条例の一部改正をお願いするものであります。現在、消防職員は実人員105人で、条例定数上限の人数で業務を遂行しており、職員の長期休暇や休業、派遣等が発生した場合は、現場での部隊活動に支障をきたすことが懸念されております。消防職はその業務の性格上、臨時職員等での対応は困難であり、救急業務件数の増加や、救急救命士養成等のための消防学校入校などにより、人員調整の対応は限界とも言える状態であります。

また、今後予想されます、県消防学校への教官派遣や、県消防防災ヘリコプター消防隊員

への派遣、女性消防隊員の育児休暇等も想定されるところであります。あらかじめ定数を拡大しておくことにより、長期休暇や休業、派遣等に対応し、消防業務に支障が出ないように、事前に予測できる状況に対して、計画的な人員調整が可能となるようにしたいものであります。

改正内容につきましては、3ページ議案資料新旧対照表をごらんください。本則の別表になりますが、「消防事務部局の職員」につきまして、現行の105人から5人増の110人とし、計の欄「南魚沼市の一般職員の総定員」を、現行の1,083人から、1,088人に改正させていただきたいものであります。

1ページに戻っていただき、改正文の内容は、ただいま申し上げた内容であります。附則といたしまして、本条例の施行日を、来年度、平成29年4月1日としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 職員定数を変える、今、消防職員の定数を5名プラスするという説明を受けたわけですが、5名増加になる理由というのはわかりますけれども、その前に現行人員の中で、そうした今後増えるであろう職務も含めた上で対応できるかどうかというような検討はなされたのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 現状の中での運用がほぼ限界にきていると、そういう判断のもとに、今後1年以上にわたる派遣や休業、そういう部分については一時的にその部分を補う人員を確保させていただきたいということで、現状を踏まえての判断ということでございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今の質問と関連しますけれども、長期休業等の実績と申しますか、それ自体はあまり報告がきていないと思うのです。今、女性職員3名でありますね。育児休業に入る可能性があるということで、女性職員3名については、確かこれ以上増やさないという方針で臨んでいたはずであります。それが、そういうことが想定をされるということであるとすると、そうすると、では女性職員をこの新規5名の中で1人ずつといった場合に、では6名体制までもっていくのかということまで考えての5名増だと思っております。

男性の消防職員と女性の消防職員でいけば、例えば火災現場に出動ということになれば、やはり女性の消防職員については、ちょっと制限をかけざるを得ないという状況を、今、聞いております。そうすると、女性のほうの職員の育児休業等であるとするならば、今3名をそれぞれと考えれば1名ずつ、女性の消防職員を3名増員しないと対応できないのではないかと考えていますけれども、そこら辺は消防長はどのようにお考えですか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 女性の補充を女性でというふうに、特に考えているということではありま

せん。当然、応募される皆さんの性別を問うものではありませんし、また、選考も男女の差で選考するというものでもありません。そのときの応募者、それから能力によって採用を決めるということでもあります。

それから、今考え得る中で3名の女性の方がいらっしゃる、それから消防学校等の派遣等もあるということで、最大限の今考えられる可能性として5名枠を増やさせていただきたいということです。ですので、基本的には105名体制という部分は維持した中で、そういう事案が発生したときにそれに対応するように、一時的に採用をプラスさせていただいて、その部分についてはあとの、その状況がなくなった状況の中で、退職者の補充の中で再調整を図らせていただきたいというのが今の考え方です。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 採用段階ではそういう考えであるとする、では、その増員を考えている、定員110でありますけれども、105名が実働員として、その年度に確保できるような体制をとりたいということであろうと思います。臨時対応にした場合、消防職は専門職でありますよね。そういう方を臨職でやっていくということは多分無理だと思います。やはり正職として採用して、その中である程度の人数の動きの中で、実働105名体制をとるのだということではないかと思っておりますけれども、もう一度そこを確認しておきたい。

○議 長 消防長。

○消防長 今、寺口議員がおっしゃったとおりであります。当然、今、日勤の消防職員もいる中で事務をとっております。ただ、やはり災害といいますか、救急救助、それから消火の業務が重なる場合があります。そうしますと日勤者も全て出動と。全てというか最大限に出動するという状況が考えられるわけです。ですので、そこに事務職を張りつける、あるいは臨時職員——臨時職員は訓練も積んでいなければならず、明らかに難しい部分がありますので、そういう最大限に現場で対応可能という人員を備えておきたいということでもあります。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野晶君 説明を聞いていると、なるほどなと思う点があるのですが、ただちょっと私にわからないのが、例えば、女性職員が産休とか入っていくとか、そういうのもあったり、あとは派遣があったりとかと言いますが、ただ、それなんて女性職員を採用するときに、当然もう想定していなければいけないことです。そういう点をなしで、実際3人採用したら、やはり足りないからというふうにも聞こえるのです。さらに思うのが、今、総務課のほうにも消防さんからきていますよね。そういうのなんて非常に交流とかで、私はいい点もあると思うけれども、ちょっと言葉が乱暴ですが、結果的にそういう交流をしたけれども、今しんどくなったから、5人数字をまず増やさせてくれないかというふうにもとれるのです。

こういうふうにならなくとも、やる前に実は、というふうな話で、将来的には例えば5人増やさなければいけない可能性がありますけれどもどうですか、ではなくて、結果的に5人

というのが私はちょっと手落ち——手落ちというふうない方がおかしいかもしれないですけども、結果を見たらちょっと問題があったというふうにとれるので、そういうところは人事管理が甘いのではないのかと、私は見える点があるのと。

あと、105名を110名に。僕は誰の資料かはちょっと覚えていないのですけれども、そこはそこで置いておいてですが、うちの南魚沼市の正職員と臨時職員の数字の表を誰かが出したことがあったと思ったのです。魚沼市との比較とか、そういうものがあったわけですけども、正直話、正職員と臨時職員トータルでいくと、この10年で人件費は増えたのか、減ったのかというのが、私はわからなくなった点がある。正職員は減ったけれども、その分、臨時職員を増やしたなというふうな思いがあって、簡単に増やすというのはあまり、うん、としたくないという思いがあるのですけれども、そういうところはしたことがあるのですか。そろばんを弾いて、そっちのほうで何か持っているものとかはあるのですか。正職員と臨時職員をプラスした総額で幾らだったというのがあれば、教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 前段につきまして、女性職員が結果として採用になっていますけれども、女性職員を想定して我々は募集したわけではないのです。応募がなければ当然女性職員。結果として3名出ましたと。そして、そういう動きもありますと——動きというのは結婚とか、そういう動きもある。しかも、さっき消防長が触れていますように、女性職員の部分だけを補填しようというそんなことではなくて、消防学校とか救急関係のことだとか、そういう部分も含めると、非常に災害も頻発している、救急活動も1年間に3千何百回も出なければならぬとかそういう状況があるので、とりあえずは110人まで状況に応じて採用できるように枠を広げさせていただきたいということであります。結果として場当たりのだとかなんていうことではなくて。

ご存じのように我々は、ことしは女性の職員を採用しようとか、しないようにしようとかなんてことは全然考えていませんから、結果としてそうなったということであります。それを想定してやるとなると、これは労基法違反。ご存じのとおり、女性は採用しませんということではできませんから、募集もしないなんてことはできません。そういうことありますので、あまり予断をもって考えていただかないようにということであります。後段は人事担当に答弁させます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 正職員と臨時職員の関係ですが、まず正職員は言われるように賃金になるわけですけども、臨時職員は賃金がそれが物件費となるわけで、トータルの表によって比較というのはしていないですが、職員の給料が、人員が減ることによって当然給料が減っているというふうに思われますし、臨時職員の賃金というのは930円ですので、全体的には、それを合わせたトータルのには減っているだろうということになります。明確な表で差をどうだというものまでは出してはありません。出そうと思えば出せる、そんなところですよ。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 前段のほうは突っこむとまたいろいろあるかもしれないのであれですけども、見方によっては、ちょっと場当たりのにも見えるので、そういうことがないようにもっとしっかりと計画的に——ご利用は計画的にといういい言葉がありますので、お願いします。

あとそれと物件費だとか、どうのこうのなんて正直、どうでもいいといういい方はないが、それはそちらの理由ですからいいのですけれども。やはり私は正職員がやめた分を臨時職員さんでカバーしているというのあれば、例えば合併しての人員削減の部分だってあるわけです。保育士なんていうのは、正職員がなくなったら必ず、子どもが減らない限りは臨時職員さんがしなければいけないというのはわかりますけれど、そのこのところをばっちり考えていただければ、数字を出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 4月にまさに議員がおっしゃったようなところを、担当のほうでそういうものを管理しなければならないだろうというので、課内では打合せを当然、本当にしているところですので、早めにそれはおさえて、今後の臨時の採用、あるいは正職員の採用については、それをもとにしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 大綱質疑ということなので、聞きたいことは、今の消防職員の数と出動回数と、女性の割合というのは今回話は抜きにして、そこら辺のバランスがきちんと合っている数なのか、それとももう少しないと理想値に近づかないのか。要は消防の職員が、ああ、疲れた、という状態で仕事をずっと8時間、規定内でやれていると、それはそれでパフォーマンスが落ちるのではないかというふうに思っています。かといって常に100%は望めないと思うので、そこら辺の110%分ぐらいの人数がいれば、かなり高いパフォーマンスが維持できるとか、今の状況だと、目標としているパフォーマンスの90%しか満たせていないのかとか、そこら辺をちょっと伺いたいのですけれども。

○議 長 消防長。

○消防長 私がそこまできちんと把握できているかということ、まだそこまでいっていないというのが正直なところです。ただ、私がこの2か月ほど、そこに勤務した中で感じていることは、今の件数の中でどうかというバランスの中では、状況が重ならない——例えば救急車が2台出ているときに火災も起きたとか、そういうような状況があまり重ならないければ、何とかなっていくのかなと。ただ、今、訓練でけがをしたとかという事態も起きていますので、そうすると療養休暇で数か月休むとかというような部分も出ています。

ですので、そういう部分では、今の状況、1人がある程度長期間欠けるとい部分になると、そのしわ寄せは日勤で事務をしている職員にしわ寄せがってしまうというような状況が起きております。ちょっと微妙なバランスのところにあるのかなというのが、今感じているところです。ですので、さっき牧野議員からは場当たりのとも言われましたけれども、今

のぎりぎりの中でまた今後1年を超えるような人員が現場から抜けるという状況には、現場としては何とか対応させていただきたいというのが正直なところです。

あと、今の状況の中では救急業務が非常に毎年増えています。やはり高齢者の方が多くなっているというのと、病院再編で病院が充実したからということでもないかもしれないですけども、救急車を呼びやすい状況と、皆さんがそういうような意識になってきているのかどうかわかりませんが、確実に件数が増えています。この状況がこの先も右肩上がりが続くようですと、やはり、もう少し抜本的な体制という部分を考えていかなければならないのではないかというのが、今、私の感じているところです。以上です。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 わかりました。僕ら議員として考えなければいけないのは、野球は9人でやっているものではなくて、控え選手も含めてチームですし、サッカーも11人でやっているわけではないので、実際は16人、17人という中でやっているのがサッカーですから、そういうふうに考えたら、消防の常に正職員として雇われている方の数が多少多くないと、本当にエマージェンシーということに対応できないような気がしているのです。その点はまたまた議論しなければいけないと思うのですけれども、先ほど消防長がおっしゃっていた、場合が重なると足りない部分が出てくるということに対して、当然救急が出やすい時間帯、トレンドは絶対あるはずですよ。火事が出やすい時間帯というのも当然トレンドがあるわけで、そこら辺の調査、研究はされていますか。

○議 長 消防長。

○消防長 調査しているのかもしれませんが、ちょっと私が今、申しわけありませんが把握しておりません。ただ、恐らくそういう傾向というのは、現場の職員はある程度はつかんでいると思いますので、その辺をまた持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 そういうわけなので、トレンドの研究をすれば、実は人員を確保しなくても解決できる問題なのかもしれない。ちょっとそこを研究して、こういうトレンドがあるから人員の確保がしたいとかというふうに言ってもらえると、納得できる話でもあるので、今後ちょっとそういう研究もしていただけたらと思います。終わります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 こういう定数が増えるということは、本当に待ちに待ったというか、歓迎する動きですが、これは全国的な動きなのでしょうか。全国的にこういう動きがあるのか、南魚沼市はそういう点で先んじていっているのかというあたりの関係を教えてもらいたい。採決はいいですけども。その辺の、南魚沼市で今回判断される方向として、判断された部分が——その辺の傾向だけ教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 私のところのきているこの協議の中では、全国的とかということについて、特に私は伺っておりません。別に全国がどうだから我々はこうしようということではないわ

けでありまして、ここ数年間の救急件数の増加とか、もろもろの災害の状況、それから消防団員のメンタルも含めたそういう部分、それから総合的に判断させていただいているところでもあります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 わかりました。ぜひ、高齢化も増える高齢者社会の中で災害と言われたので、現場の皆さんの喜ばれる方向を期待しております。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第69号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議 長 日程第14、第70号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第70号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の廃止について提案理由を申し上げます。この施設は平成元年に設置され、当時の六日町森林組合——現南魚沼森林組合でございます——が、管理運営をしておりました。平成15年に当時の六日町が運営を引き継ぎ、市民の余暇活動の増進、青少年の健全育成及び観光振興などを目的に条例を設けたところでございます。

その後、スキー人口の減少などにより利用者が減少し、平成16年12月からは閉館状態にございました。平成20年に、NPO法人 人づくり支援機構より、不登校などに悩む生徒を受け入れるフリースクールとして活用したいとの申し出があり、平成21年度から指定管理者として運営を行っておりました。平成26年度には再度、平成30年度末までの指定管理者として指定し、管理運営を行っていましたが、平成28年3月「平成28年4月から活動拠点を長岡市に移転することとなり、この施設の管理運営を行うことが困難になったため」という理由で、指定管理者指定取下申出書が提出されたため、3月31日付で指定管理者の指定を取り消しております。

今般、施設も設置から27年が経過し老朽化していること、補助金の処分制限期間を越えていることなどから、一定の目的は終了したものと判断し、この条例を廃止し、今後は普通財産として所管替えを行っていきたいものです。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最後のところで、普通財産としてということですが、目的——要するに借り手がなくなったからということだということなのだろうけれども、その前に耐用年数がきているとかいろいろ言っているようですが、究極的には取り壊しとか、売却とかどちらを

考えているのですか。お聞きします。

○議長 財政課長。

○財政課長 普通財産になった後の考え方ですが、地元の意向等も確認して、特に利用と
いうものがない場合であれば、今の状況で1回は公募による処分をかけていきたいと思いま
す。その後の対応につきましては、結果を見て判断していきたいというふうに考えておりま
す。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 ただいま議題となっております第70号議案は、産業建設委員会に付託いた
します。

○議長 長 日程第15、第71号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条
例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第71号議案 南魚沼市道路の構造の技術的基準等を定める条例の
一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。本条例は地域主権一括法に基づき、道
路構造令等の政省令が改正され、都道府県道及び市町村道の「道路構造の一般的技術的基準
等」が条例委任されたことに伴いまして、平成25年3月に制定されたものでございます。

しかしながら、本条例では当市には該当しない条項、または正確性を欠く表現が一部ある
ことから、このたび改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、3ページをごらんください。
第4条は車線等について規定しております。第3項は4車線以上の車線数を決定する規定で
ございますが、条文では「次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量」としていながら、
表中では、「設計基準交通量」としております。そのため表中の「設計基準交通量」に「1車
線当たりの」を加え「1車線当たりの 設計基準交通量」と改めるものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。第4項は、「車線の幅員」を規定しております。
道路構造令により、車線の幅員は道路区分に応じて決まっていますが、特別な理由がある場
合は、道路区分により「0.25メートルの増減が可能」とされております。車線幅員を0.25
メートル減ずることができるのは、第1種及び第2種の道路でございます。当市の道路は、
第3種及び第4種の道路であり、該当はありませんので、「0.25メートルを減ずることがで
きる」としている アンダーライン部分を削るものでございます。

続きまして第9条ですが、これは軌道敷についての規定でございます。軌道敷とは、「路面
電車が通る道路部分」のことでありまして、当市では将来においても該当がないと考えられ
るため、削除させていただくものでございます。なお、本条例は第47条までであり、第9条を
削りますと、後ろに続く全ての条の繰り上げが必要となりますので、それを避けるために第

9 条を「削除」に改めるものでございます。

また、第 42 条は「少区間改築の場合の特例」を規定しており、第 9 条で規定している軌道敷も該当するとなっております。先ほどの説明のとおり、第 9 条を「削除」とすることに伴いまして、第 42 条の条文から「第 9 条」を削るものでございます。

それでは、1 ページにお戻りください。附則でございますが、施行の日は公布の日としたものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 確認をしたいのは、これは平成 25 年に条例制定したときに、今ほどの正確性を欠く、あるいはうちの市に該当しないという部分については、部内で相当検討をしたはずだろうと思いますけれども、そのときにはそういうことに気がつかなかったということでありましょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 条例委任された際に、当然検討はいたしました。その中で、今も記載されていて、該当しない部分があってもいいわけですが、精査すれば今のようにわかったわけですので、議員がおっしゃるような判断は、そのときすべきだったと感じております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 71 号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 日程第 16、第 74 号議案 財産の取得について(ロータリ除雪車 2.6m 級 1 台)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 74 号議案につきましてご説明申し上げます。予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れとなる契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案 1 ページをごらんください。取得する財産の表示は、ロータリ除雪車 2.6 メートル級、1 台であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は 3,389 万 400 円であります。契約の相手方は魚沼市に本社事業所を置きます、有限会社小出自動車工業であります。

3 ページ以降は議案資料であります。3 ページは物品購入仮契約書で、平成 28 年 5 月 13 日の契約、納入期限は平成 28 年 11 月 10 日であります。4 ページは入札調書で、3 社の指名で 3 社からの応札であります。落札価格は税抜きで、3,138 万円、落札率にして 99.52%であります。5 ページは契約相手方の概要であります。有限会社小出自動車工業の会社概要・総売上高・ロータリ除雪車納入実績が記載されております。

6 ページから 10 ページまで、ロータリ除雪車 2.6 メートル級の仕様書であります。最大除雪量や投雪距離などの性能、除雪装置の形式や能力等、全長・全幅、総重量などの主要諸元、エンジン形式や駆動方式などの車体、そして、計器類、照明装置類、付属装置及び付属品、塗装、検査、保証、その他の事項まで 11 項目にわたり、仕様が記載されております。

7 ページの中ほど、4、車体の（1）機関の形式のところ、「2014 規制（4 次ファイナル）対応」とありますが、これは特殊自動車の排ガス規制が、第 4 次規制として平成 26 年 10 月からさらに強化されたもので、その猶予期間がことしの 8 月末で終了となるため、第 4 次排出ガス規制対応エンジンの搭載となるものであります。これにより、価格は従来の機種より高めとなっております。10 ページはオプション装備であります。7、付属装置及び付属品の後輪ダブルタイヤはオプション装備となるものであります。11 ページが特記仕様書で、車体やバンパーの塗装、市章等の表示を特別に指定したものであります。12 ページは購入機種の外観図であります。株式会社日本除雪機製作所製の H T R 308 型であります。

第 74 号議案の説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 74 号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 日程第 17、第 75 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.2m 級 1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 75 号議案 財産の取得についてご説明申し上げます。本案件も第 74 号議案同様、予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れであります。

議案 1 ページをお願いいたします。取得する財産の表示は、同じくロータリ除雪車で 2.2 メートル級 1 台であります。取得の方法は指名競争入札、取得金額は 3,367 万 4,400 円であります。契約の相手方は有限会社小出自動車工業であります。

3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書で契約期日及び、納入期限は、先ほどの第 74 号議案同様であります。4 ページは入札調書であります。同じく 3 社の応札により、落札価格 3,118 万円で、落札率は 99.68% であります。5 ページ以降は契約相手方の概要、ロータリ除雪車（2.2 メートル級）仕様書、オプション装備、特記仕様書、外観図と、第 74 号議案に準じた内容であります。

以上、第 75 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今回、こうやってロータリを買うわけですがけれども、以前、多分、阿部俊夫さんのほうから、保管について質問が出たと思います。塩沢地区に限っては、塩沢の商高の下ですか、ネクスコのほうから多分、高速道路の下に置いていいというような許可が出まして、そこに置くようなわけです。非常に買ってからの管理ということが大切だと思っておりまして、民間であればタイヤにいろいろ巻いて、ガラスにも風化しないようなことをやっているわけです。新品も買うわけですので、そういったことを市としては貸与で貸しているところで管理はしているのですけれども、またそれをメンテナンスに出すとどうしてもそのようなことが多くいわれております。しっかりした管理をして大事に使っていただきたいと思っております。質問ではないので言うだけで結構です。

○議 長 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 75 号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 市長。

○市 長 議会の皆さん方の決定に我々が異論を申し上げるところではありませんが、我々はこの 2 件は財産の取得ということで皆さんにお願いしているわけでありまして。産業建設委員会付託となりますと、所管は総務部等に入らないわけですので、説明員については、当然ですがけれども産業建設委員会所管、こうなるわけです。それで、あらかじめお断りしておきますが、そういうことですので、議会の皆さんがそれをご承知の上であれば私は結構ですが、ロータリ車がどうだこうだということではなくて、財産の取得ですから。失礼ですがけれども私は総務文教委員会だと思っておりましたら、産業建設委員会だということですので、あらかじめ産業建設委員会ということになれば、我々はそちらのほうの説明員で対応させていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後 3 時 57 分〕

○副 議 長（佐藤 剛君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 4 時 02 分〕

○副 議 長 議長を交代いたしました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副 議 長 ただいま、議長黒滝松男君から常任委員会委員を辞任したい旨の辞任願が

提出されました。

お諮りいたします。常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程4とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 続いてお諮りいたします。議長黒滝松男君から人口減少対策調査特別委員会を辞任したい旨の辞任願も提出されました。人口減少対策調査特別委員会の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、人口減少対策調査特別委員会の辞任についてを追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付しますので、そのままお待ちください。

〔午後4時03分〕

○副議長 では休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

〔午後4時04分〕

○副議長 追加日程第4、許可第1号 常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によりまして、黒滝松男君の退場を求めます。

〔黒滝松男君退場〕

事務局長に辞任願朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 平成28年6月6日、南魚沼市議会副議長・佐藤剛殿。南魚沼市議会議長黒滝松男。辞任願。議長という職責上、委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長 お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、黒滝松男議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副議長 黒滝松男君の入場を認めます。

〔黒滝松男君入場〕

○副議長 暫時休憩いたします。

〔午後4時05分〕

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[午後4時05分]

○議長（黒滝松男君） 追加日程第5、報告第5号 人口減少対策調査特別委員の辞任についてを議題といたします。説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 人口減少対策調査特別委員会の委員を、議長より辞任の願いが出ております。辞任願を朗読いたします。

平成28年6月6日 南魚沼市議会議長・黒滝松男殿。人口減少対策調査特別委員会委員黒滝松男。辞任願。このたび議長に就任したので、その職責上、特別委員を辞任したいので許可するようお願いいたします。

このことにつきましては、議会の同意は必要ではありませんので、報告という形で提出してあります。以上です。

○議長 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 以上で本日の日程は……（「20番」と叫ぶ者あり）

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2項目質問いたします。質問ですけれども、今ほど12番議員のような質問がありました。「質疑」と言っているわけですから、質問という形にならないところが、自分の意見を申し上げて終わっている。1番議員、3番議員、いずれも最後の質問については、自分のご意見を言って終わっている。これが議場における質疑になるのかどうか。議長及び事務局のお考えをお聞きしたい。

もう1点。先ほど市長から発言がありました。委員会付託ということでいった場合に、各常任委員会の所管部所管課というのが対象になるかと思うのですが、そうしたところは議会運営委員会では考慮されなかったのか。本来、総務文教委員会に付託されるべきところ、何か理由があって産業建設常任委員会になったのか。以上、2項目お伺いいたします。

○議長 長 議会事務局長。

○議会事務局長 1点目です。質疑、この件に関しましては、再三、議会運営委員会等でも、会派を通して皆さんに注意していただいているところであります。質疑と質問は違いますということは、常々お願いしているところでありますし、今回の大綱質疑においても、若干その大綱質疑から外れた点は確認されておりますので、今後また議会運営委員会会派代表者会議を通してお願いしたいと考えております。

2点目の委員会付託でございますが、これは議会運営委員会を通して確認してあります。また、全国市議会議長会、ほかの自治体等に関しましても、財産の取得であるので総務課で総務文教なのかという点も確認しましたが、大体の自治体が購入する担当部署そこに委員会

付託をしているということでありました。今回その点をおいて議会運営委員会に諮って、了承を得ております。以上です。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2つ目の質問については、全国市議会等でそのような扱いが行われているということであれば納得ができます。

最初の質問についてなのですけれども、再三そういった質疑については、会派代表者会議及び議会運営委員会等で問題視されているということですが、そういった議員さんの質問を見ていると、逆に増えているように感じております。議場であれば何でも言ってもいいのだということになるのかどうか。やはり議長、しっかりその議会の運営についてけじめをつけて、規律正しく質疑が行われるようにしていただきたいと思いますが、議長の見解もお伺いをいたします。

○議 長 ありがとうございます。代表者会議、議会運営委員会でもまた徹底させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

次の本会議は6月13日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

[午後4時08分]